

## 第7回久慈市議会定例会議会議録（第2日）

### 議事日程第2号

平成28年6月14日（火曜日）午前10時00分開議

#### 第1 議案訂正の件（質疑・採決）

#### 第2 一般質問

市民共同代表 高屋敷英則君  
政和会代表 大沢 俊光君  
日本共産党久慈市議団代表 城内 仲悦君

### 会議に付した事件

日程第1 議案訂正の件（質疑・採決）

日程第2 一般質問

### 出席議員（24名）

1 番 豊 卷 直 子君 2 番 岩 城 元君  
3 番 小 倉 利 之君 4 番 黒 沼 繁 樹君  
5 番 山 田 光君 6 番 上 山 昭 彦君  
7 番 泉 川 博 明君 8 番 澤 里 富 雄君  
9 番 二 子 賢 一君 10 番 下川原 光 昭君  
11 番 桑 田 鉄 男君 12 番 畑 中 勇 吉君  
13 番 佐々木 栄 幸君 14 番 砂 川 利 男君  
15 番 中 平 浩 志君 16 番 小野寺 勝 也君  
17 番 城 内 仲 悦君 18 番 山 口 健 一君  
19 番 八重櫻 友 夫君 20 番 下 舘 祥 二君  
21 番 高屋敷 英 則君 22 番 宮 澤 憲 司君  
23 番 大 沢 俊 光君 24 番 濱 欠 明 宏君

欠席議員（なし）

### 事務局職員出席者

事務局長 澤口 道夫 事務局次長 及川 忠則  
議事係長 皆川 賢司 議 事 係 長 内 紳悟

### 説明のための出席者

市 長 遠藤 謙一君 副 市 長 中居 正剛君  
総 務 部 長 澤里 充男君 総合政策部長 一田 昭彦君  
総合政策部部長 川合 政伸君 生活福祉部長 (兼)福祉事務部長 和野 一彦君  
産業経済部長 浅水 泰彦君 建 設 部 長 (兼)水道事務部長 滝沢 重幸君  
会計管理者 古屋敷重勝君 山形総合支所長 鹿糠沢光夫君  
教育委員長 成田 不美君 教 育 長 加藤 春男君

教育部長 中務 秀雄君 総務課長 夏井 正悟君  
(併)選管事務局長  
財政課長 久慈 清悦君 政策推進課長 大崎 健司君  
教育委員会 大橋 卓君  
教育総務課長

午前10時00分 開議

○議長（中平浩志君） ただいまから本日の会議を開きます。

### 諸般の報告

○議長（中平浩志君） 諸般の報告をいたします。

市長から、議案第1号について、訂正の申し出がありましたので、その写しを配付してあります。

### 日程第1 議案訂正の件

○議長（中平浩志君） 直ちに、本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 本会議定例会議に提案をしております議案第1号につきまして、4ページの見出しに誤りがございました。お手元に正誤表をお配りしておりますとおり、表の字が脱字しておりましたので、訂正後の内容によりご審議いただきますよう、お取り計らい願いたく、おわびを申し上げ、よろしく願いたします。

今後、かかる誤りのないように指導の徹底をさせていただきます。

○議長（中平浩志君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） 質疑を打ち切ります。

それでは、採決いたします。

本件は申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中平浩志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案訂正の件は承認されました。

## 日程第2 一般質問

○議長（中平浩志君） 日程第2、一般質問を行います。順次、質問を許します。

市民共同代表、高屋敷英則君。

〔市民共同代表高屋敷英則君登壇〕

○21番（高屋敷英則君） ここに、第7回久慈市議会定例会議が開催されるに当たりまして、私は市民共同を代表して、市政の各般にわたり、一般質問をとり行います。

質問に先立ち、4月14日、益城町を震源に発生した熊本地震は、マグニチュード6.5、最大震度7の巨大地震であり、多くの被害が発生いたしました。

不幸にもお亡くなりになられた方々とご家族の皆様に対して、心よりお見舞いを申し上げます。負傷されました大勢の方々、そして10万世帯を越す住宅被害を受け、今なお避難所生活を余儀なくされている多くの方々に対し、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

さて、我が久慈市にありましては、遠藤新市長が誕生して、2年3カ月が経過、任期の折り返し地点を過ぎて、これからがいよいよ本場の意味での進化が問われる時期を迎えているものだと考えております。

この2年間、東日本大震災からの復旧・復興を掲げ、厳しい市財政にありながらも、防災公園の整備や駅前活性化事業、総合運動公園構想、また子育て支援や人口減少社会に対応すべく定住人口対策など、鋭意真摯な取り組みを続けてきたことに関しては、高くその行政手腕を評価するものであります。

しかし、一方では、高度経済成長期からの負の遺産、あるいは長年やむなく放置されてきた市民生活に直結する未課題の事案、凋落に歯どめがかからない集落の再生など、将来にわたって市の基盤を根底から揺るがす重要な問題が山積しており、まさに市政にとってはこれからも長い苦難の道のりが続いていくわけであります。

こうした難しい時代の市政のかじ取りは、多くの外的要因も相まって、なかなか一筋縄ではいかない課題も多々あるわけですが、きょうの一般質問では、主にこうした市民生活に密着した諸課題について、主眼を置きながらご質問を申し上げます。

まず、第1の質問は、防災行政無線についてであります。

この防災無線については、いまだ未設置の地域もあれば、整備はしたけれども、難聴の苦情が市内中心部からも数多く寄せられている現状でありますが、ここでは市内に81カ所残っているいまだ未整備の地域の中で、今年度予定されている整備計画とその箇所についてお伺いをいたします。

また、これまでの電波調査の結果、導入が不可能だとされていた戸別受信機での対応も、今回は一部で実施すると仄聞をしておりますが、その箇所はどこなのかお示しをいただきたいと思います。

第2の質問は、過疎地域の交通網対策についてであります。

今年度で通学支援バスが終了する山形地区は、新たな交通網対策の必要に迫られております。昨年の春、町民の足として機能していたタクシーが撤退し、高齢者の生活の利便性が著しく低下しており、これを機会に支援バスの代替確保のみならず、昨年来から市当局と一緒に研究している民活によるデマンドバスの運行や、あるいはスクールバスの弾力的な活用など、複数の事業導入の可能性を模索すべきであります。

支援バスの補完のための1路線の整備だけという考え方では、295.49キロ平方メートルという広い面積を誇る山形町の4割の地域しかカバーできません。地域の衰退に歯どめをかけることは、これではできません。

一般客のみならず、高齢者の通院や、いわゆる買い物難民と言われる交通弱者の足の確保のための輸送など、地域振興面でも大きな波及効果が期待できる総合的かつ合理的な仕組みを、こうした機会に英断をもって検討すべきだと思うが、いかがでしょうか。

第3の質問は、テレビ難視聴解消事業についてであります。

1点目は、テレビ共聴施設の老朽化によりまして、今後、2,191世帯が加入する市内61の共聴組合の改修工事が現実のものとなる見通しでございます。この改修にかかる費用は、一説によると、6億とも7億とも言われているわけですが、市としてはその総額を概算でどのように見積もっているのか。

2点目は、テレビは、市民の日常生活にかかせないものであり、当面、必要となる施設の改修には、市単独の助成が避けられない状況であります。市としては、どのようにしてその財源を確保できると考えているのか。

また、受益者負担に関する要綱等については、具体

的にどのように検討がされているのか伺います。

3点目は、この老朽化による改修工事は耐用年数、つまり、15年から長くても20年が一連の改修のサイクルになっているわけでありますから、組合がケーブルを使用する限り、半永久的にこの工事が続くこととなります。

したがって、市単独の助成にはおのずと限界があり、国、県の支援が不可欠であることは言うまでもありません。早急に国、県におけるテレビ難視聴解消事業の復活を実現しなければ、市の財政はたちまち破綻の様相を呈してしまいます。いかがでしょうか、このテレビの問題、一つ間違えば市の財政に危険信号が点滅する事態を招きかねない、そう思うわけですが、この点についての市の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

第4の質問は、民生の安定についてであります。

民生の安定、これは政治の目的といって過言でないほど、重要な市政課題であります。したがって、数多くの対策も講じられているわけですが、ここでは生活保護受給世帯数の推移と受給者に対する自立支援の成果を示していただきます。

また、就学支援児童の受給者数の推移と今後の見通し、及び子供を貧困から守るための市の具体的な対策についてもお示しください。

次に、第5の質問、三陸復興国立公園については、久慈広域に予定されている遊歩道、東屋、看板等の設置計画の進捗状況について伺い、続いて第6の質問、交通安全対策については、近年多発している高齢者の事故対策を具体的に示していただきます。

第7の質問は、久慈秋まつりについてであります。

建築確認が取れていない、基礎の構造に問題がある、建物の強度が基準をクリアしていないなどの理由から、4月に、県から建築基準法違反を指摘された山車格納庫問題への市の対応はいかなるものか伺います。

また、こうした事態を受けて、観光客の街なか回遊性も視野に入れた、新たな山車団地、仮称を整備する考えはないかについても、お伺いをいたしたいと思ひます。

第8の質問は、後を絶たないアワビの密漁対策についてであります。さきごろも侍浜町の海岸でのアワビ密漁で逮捕者が出ましたが、密漁の再発防止のために罰則強化を含めた強い対策が必要ではないのか、当

局の見解を伺いたいと思ひます。

次の質問は、産業廃棄物の不法投棄についてであります。3点。

1点目は、市における産業廃棄物不法投棄の現状とその防止対策について。

2点目は、市道川井関線、間瀬坂付近の不法投棄の実態をどのように把握しているのか。市の資材置き場そのものが、この場所一帯の不法投棄を誘発しているという認識が当局にはあるのか。

また、3点目としては、借地であるこの資材置き場が、不法投棄の現場そのものであり、早急に散在する廃棄物を撤去すべきだという、住民から指摘をいただいているわけですが、いかがですか。これについての市の対応策を伺いたいと思ひます。

第10の質問は、天神堂梅ヶ丘団地ののり面崩落箇所についてであります。

初めに、この問題は、過去の議会でも質問した経緯がありますが、東日本大震災から半年後、平成23年9月の台風15号により発生したこの崩落現場は、4年8カ月を経過した現在でも放置されたままであります。現状のままで、二次災害が起きる危険性はないのか伺ひます。

また、崩落した擁壁や土砂が軒下まで押し寄せた現場下の民家の住民が、長期間、自宅を不在にしている状況が続いていると聞きます。命の危険を感じて、避難したまま戻れない状況にあるのではないかと思う。市としては、この事態をどのように受けとめているのでしょうか。

さらに、この場所は個人所有のために、災害認定の対象外になっているわけですが、東日本大震災以降、自然災害に対する国の対応が柔軟になってきています。新たな災害関連の法整備への動きが起きる可能性もあり、こうした状況の変化を考慮すると、災害の事実証明である被災証明書を発行することが、これからの課題解決に向けた第一歩ではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。市の見解を示していただきます。

質問の第11は、大川目町生出町、いすゞ自動車東北株式会社久慈営業所裏の土水路の整備に、市民協働等の事業を導入できないかということ、また、市の資材置き場に10年以上も放置されているU字溝や側溝ふたが多数あるわけですが、これを市民協働事業

等に活用できないのかについて、お答えをいただきます。

第12の質問は、公民館のコミュニティセンター化についてであります。

各地区の公民館をコミュニティセンターと名称変更する案が、事務事業説明会において示されたわけですが、地区によっては防災コミュニティセンターなど、似たような名称が多くあり、住民意識に混乱が生じないか。

また、おらほ一のように、愛称とはいえ、より大きな目的を持った文化会館施設もあり、一律に名称変更するのは妥当ではないケースも多々あるのではないかと。

さらには、想定する指定管理導入に向けては、具体的にスピード感を持った取り組みが必要であるわけですが、この6年間、遅々として進まない公民館の指定管理へ向けて、改めてこの場でその実現への意欲を示していただきたいと思っております。

最後の質問は、旧繫小学校の有効活用についてであります。

1点目は、この廃校舎の今後の利活用の計画はあるのか。また、これまで利活用についての問い合わせ等は何件あったのか、まず、そのことについてお知らせをいただきたいと思っております。

2点目は、廃校舎施設利活用の国の助成制度は、少なくとも10省庁にまたがって16事業がございます。これまで、どこまで真剣に、これらの制度の活用について精査、検討したか、お示しをいただきたいと思っております。

さらに、3点目としては、廃校舎の活用は、やりようによっては新しい地域をつくる起爆剤となります。時代のニーズは、単に廃校舎の解消ということを目的にするためだけではなく、地域に画期的な核施設をつくり、発展させる斬新な発想を求めているのではないかと、そのように思っておりますが、この件についての所見をお伺いします。

以上、13項目、25点についてお伺いして、登壇しての私の質問を終わります。

○議長（中平浩志君） 遠藤市長。

〔市長遠藤讓一君登壇〕

○市長（遠藤讓一君） 市民共同代表、高屋敷英則議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、防災行政無線についてお答えをいたします。

まず、今年度の防災行政無線の難聴解消の予定箇所につきましては、昨年度実施いたしました調査等とともに、山根町中戸鎖地区及び小久慈町詔子地区について実施してまいります。

また、戸別受信機の設置につきましては、今年度設置する地区においては、戸別受信機での電波の受信が可能であることや、屋外公告等との経費を比較した場合、低廉であることなどから、戸別受信機を設置する予定であります。

次に、過疎地域の交通網対策についてお答えをいたします。

現在、山形町を運行している通学支援バスにつきましては、平成20年度から県の助成を受け、運行してきておりますが、県からは本年度限りの助成となることを示されております。

自動車中心の社会において、年少者、一部の高齢者など、自分で車を運転することができず、公共交通に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者に必要な移動手段を確保することは、人の行き来による地域の活性化を促し、また、高齢者の外出を促すなど、生きがいがくんだり健康づくりのためにも、地域の公共交通の重要性は、ますます増してくるものと認識しているところであります。

ご提言のありましたデマンドバスの導入あるいはスクールバスの弾力的な活用につきましては、地域振興の面でも波及効果が期待できる対策とも考えておりますので、これらも含め、今後とも地域の声をお聞きしながら、さまざまな角度から検討を進めてまいります。

次に、テレビ難視聴解消事業についてお答えをいたします。

まず、市内のテレビ共聴施設の老朽化対策についてであります。61施設のうち、新設後20年を経過する施設で、今後10年以内に改修が必要となる施設は22施設と見込んでいるところであり、その改修費用につきましては、施設の状況や組合の考え方によって改修内容が異なることから、具体的な試算は困難ですが、対象施設の大規模改修費用としては、約6億円が必要となると試算しております。

次に、財政見通しと受益者負担を含めた助成制度についてであります。今後の市の財政状況は、より厳しさを増していくことが予想されているところでもあ

り、助成制度の内容につきましては、他市の例なども参考にしながら検討しているところであります。

次に、国、県からの財政支援についてであります。共聴施設の老朽化対策は、当市に限っての問題ではないことから、今年度、県への重点事項要望として、新たに追加したいと考えております。

次に、民生の安定についてお答えをいたします。

まず、生活保護受給世帯数の推移であります。当市の生活保護受給世帯数は、昭和48年度に538世帯と最高を記録し、その後、平成10年度には201世帯まで減少したところでありますが、その後は増加に転じ、平成22年度から平成27年度まで、340世帯前後で推移しております。

また、受給者に対する自立支援策の成果であります。就労支援相談員による適職就労指導、扶養義務調査の徹底、医療機関と連携した療養状況の把握などにより、受給者の早期自立に向けて取り組んでおり、平成27年度は27人の就労支援を行い、16人が就労を開始し、うち6人は生活保護が廃止されているところであります。

次に、就学支援児童の受給者数の推移と今後の見通しであります。平成28年5月末現在、就学援助認定児童生徒数は607人で、その認定率は21.4%となっており、前年度に比較して133人の減となっております。児童生徒数の減少に伴い、認定児童生徒数も減少してきており、今後も同じ傾向が続くものと捉えております。

また、子供の貧困についてであります。国民生活基礎調査によりますと、子供の貧困率は、平成24年度で16.3%と、子供の約6人に1人が貧困状態と言われております。

久慈市における子供の貧困対策といたしましては、子育て世帯への経済的支援として、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の給付や、中学生までの子供とひとり親家庭に対する医療費助成を行っております。さらに、ひとり親家庭の親に対しましては、就業やキャリアアップに必要な技能や資格習得の支援として、各種訓練給付金事業を実施しております。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、関係機関等が連携し、包括的な相談や自立に向けた支援を行っております。

今後におきましても、子供の将来が、生まれ育った

環境に左右をされることのないよう、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、三陸復興国立公園の整備についてお答えをいたします。

遊歩道等の設置計画に係る進捗状況についてであります。平成28年度は、環境省直轄事業として、みちのく潮風トレイルの小袖以南開通に向けた歩道整備工事を行う予定であると、施工委任を受ける岩手県から伺っております。

その他の国立公園の施設整備につきましては、現在、トイレや東屋設置などについて要望しているところであり、引き続き環境省及び岩手県に対して要望を行ってまいります。

次に、交通安全対策についてお答えをいたします。

高齢者の交通事故防止対策であります。近年、高齢者が関係する交通事故の割合は高くなっており、本年の市内における死亡事故は、5月末現在で2件、犠牲者は昨年同数の3人となっており、いずれも高齢者の方が犠牲となっていると、久慈警察署から伺っております。

高齢者の交通事故防止に向けては、久慈警察署など、関係機関と連携しながら、反射材の配布、交通安全シルバーゲートボール大会開催による交通ルール遵守の徹底など、年間を通じた各種啓発活動を展開しているところでありますが、今般の高齢者の交通事故多発の状況を踏まえ、防災無線による注意喚起とともに、緊急の街頭啓発を行ったところであります。

今後におきましても、老人クラブ等に対して、交通安全教室の開催を呼びかけていくほか、いきいきシニアスポーツ大会など、高齢者が多数参加するイベントでの啓発活動や、高齢者宅訪問による交通事故防止の呼びかけなどを通じて、交通安全意識の高揚に積極的に取り組んでまいります。

次に、久慈秋まつりについてお答えをいたします。

まず、山車格納庫の建築基準法に係る対応についてであります。県北広域振興局の建築主事から、一部建築基準法の基準を満たしていない可能性があるとして、4月に開催された久慈秋まつり山車運行部会において説明がなされたところであり、今後、詳細に調査の上、個別に指摘が通知されるものと見込んでおります。

市といたしましては、市民が一体となって取り組んでおります当市の重要な観光イベントを将来的にも存続させるため、今後、同山車運行部会とともに知恵を出し合い、課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、ご提言のありました山車団地の整備についてでございますが、山車製作やおはやしの練習は、各山車組の地元において行われることが、地区住民の世代間交流やコミュニティの維持にもつながるとの意見もあるものと考えるところでございますが、一方、今般の建築基準法を満たす条件の山車小屋設置を検討した場合、その条件を満たす用地等が各地区内に確保できないことも想定されることとあります。

また、観光客へのアピール性の観点からも、各山車組が一堂に会した山車団地は、魅力的であるものと考えるところでもありますので、今後、各組の実情把握や意見交換等を重ねながら、設置の可能性についても検討してまいります。

次に、密漁対策についてお答えをいたします。

密漁対策といたしましては、平成20年の漁業法の一部改正により、懲役及び罰金刑ともに大幅に厳罰化され、密漁に対する罰則の強化が図られたところでありますが、今般の市内におけるアワビ密漁の摘発など、依然として卑劣な密漁が後を絶たない状況下であり、その抑止力として、さらなる罰則強化を求める強い声があるものと認識しております。

市といたしましては、警察等関係機関や漁業関係団体、漁業者と連携しながら、密漁対策の強化に取り組んでいくとともに、罰則強化につきましても、機会を捉えて国、県に対して要望してまいります。

次に、産業廃棄物の不法投棄についてお答えをいたします。

まず、産業廃棄物の不法投棄根絶対策についてでございますが、毎年、環境パトロール員を委嘱し、街頭啓発や市内のパトロールを行い、不法投棄の未然防止と早期発見に努めているところであります。

また、不法投棄多発地点につきましては、警告看板や監視カメラを設置し、不法投棄の抑止にも努めているところであります。

今後の対策につきましては、監視カメラの増設等による監視体制の強化とともに、不法投棄の罰則に係る周知を図るなど、不法投棄をさせないための環境づくりに努めるほか、産業廃棄物の適正処理の指導権限を

持つ岩手県、並びに不法投棄を行った者の特定に向けては、警察との連携を図ってまいります。

次に、市道川井関線における不法投棄の実態についてでございますが、間瀬坂付近の民有地内に冷蔵庫、テレビ、タイヤ等が投棄されている状況については把握しており、今後、土地所有者の意向を踏まえながら、警告看板の設置などを検討してまいります。

また、市の資材置き場が不法投棄を誘発していることについての認識の有無についてでございますが、この置き場は、道路工事などで発生した材料を有効活用するために保管しているものであり、不法投棄を誘発しているとは認識していないところであります。なお、使用できない資材につきましては、今後処分を進めてまいります。

次に、天神堂梅ヶ丘団地ののり面崩壊箇所についてお答えをいたします。

まず、二次災害の危険性についてでございますが、市では大雨等の際、パトロールを実施し、現状を確認しておりますが、現在、特に変化がない状況であります。

市といたしましては、今後も地域住民の要請に応じた技術的助言やパトロールを実施するなど、住民の安全確保に努めてまいります。

次に、のり面崩落箇所の真下に住む住民の方が、長期不在にしている理由についてでございますが、ご本人からは、現在も土砂の崩落が拡大する可能性があると思われ、安心して居住できないため、住んでいないと伺っております。

次に、被災証明書の発行についてでございますが、これまで当市におきましては、東日本大震災において、高速道路の無料化の目的のために交付した例がありません。

本件につきましては、これまで県とも相談しながら検討を重ねてまいりましたが、本来、個人が管理、対応すべきものであり、法的な復旧は困難であると考えておりますことから、被災証明書の交付が解決の第一歩につながることは認識していないところであります。

市といたしましては、これからも要請に応じて技術的助言やパトロールを実施し、住民の安全確保に努めてまいります。

次に、水路整備についてお答えをいたします。

まず、大川目町生出町のいすゞ自動車東北株式会社岩手支社久慈営業所裏の土水路の整備に係る市民協働

道路維持補修事業の導入の可否についてであります。本事業は、生活密着道路の環境整備を目的として、市道や市が管理する生活道のほか、平成27年度からは、新たに位置指定道路やみなし道路等の私道も対象としているものであります。

ご質問のありました水路につきましては、現在のところ、対象外であることから、事業導入できないところであります。地域住民の皆様との市民協働意識を尊重した整備手法について、地元と前向きに協議してまいります。

次に、市の資材置き場に保管しているU字側溝や側溝ぶたなどの再利用についてであります。この資材は、道路工事などで発生した材料を有効活用するために保管しているものであり、市民協働事業等の生活環境の向上に向けて、積極的に再利用してまいります。

発言の訂正をお願いいたします。

ただいま申し上げました答弁の中で、質問項目第4項での子供の貧困率16.3%について、平成24年度と申し上げましたが、平成24年でありますので、訂正させていただきます。

以上で、市民共同代表、高屋敷英則議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（中平浩志君） 加藤教育長。

〔教育長加藤春男君登壇〕

○教育長（加藤春男君） 市民共同代表、高屋敷英則議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、公民館のコミュニティセンター化についてお答えをいたします。

まず、公民館の名称変更が妥当でない施設もあるとのことですが、公民館を地域コミュニティの拠点となる施設として位置づけるため、中央公民館を、現行の公民館で使用している地区名をそのまま使用して名称変更するものであり、名称変更の意味が地区住民に理解されるよう、住民説明会等で周知してまいります。

次に、コミュニティセンターの指定管理導入に向けた取り組みについてであります。今年度、公民館のコミュニティセンター化とあわせ、指定管理の導入についても市政懇談会の場などを通じ、地域住民へ説明することとしております。

指定管理の導入に向けては、コミュニティセンターは地域コミュニティ活動の拠点となる施設となることを目指しており、指定管理の相手方につきましては、

地域住民組織を想定しているところであります。

このことから、まずは地域住民が主役となる地域づくりに対する意識の醸成を図るため、平成27年度から、ふるさと未来づくり事業に取り組んでいるところであり、地域住民と指定管理に向けた共通認識が図られ次第、順次、指定管理に向けての協議を進めてまいります。

次に、旧繫小学校の有効活用についてお答えをいたします。

まず、今後の利活用の計画と利活用についての問い合わせについてであります。現在、旧繫小学校の具体的な利活用計画はないところであります。引き続き地域の方々の意見、要望を伺いながら協議、検討してまいります。

また、利活用についての問い合わせは、これまで2件あり、社会福祉法人と株式会社が施設利用を検討した経緯がありますが、いずれも活用には至らなかったところであります。

次に、廃校施設の利活用に当たり、利用可能な国の補助制度についてであります。本年4月現在で、8省庁、24事業であると認識しております。補助制度の活用につきましては、具体的な転用施設を検討する中で、より有利な制度を選択してまいりたいと考えております。

最後に、地域に画期的な核施設をつくり、発展させる発想が求められているのではないかとありますが、どのような施設が地域活性化の核となり得るか、引き続き研究してまいります。

以上で、市民共同代表、高屋敷英則議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（中平浩志君） 再質問、関連質問を許します。21番高屋敷英則君。

○21番（高屋敷英則君） 再質問は、スクリーンを利用して行いたいと思うんですが、お取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（中平浩志君） スクリーン等準備のため、少々お待ちください。21番高屋敷英則君。

○21番（高屋敷英則君） それでは、スクリーンを利用して、初めての質問になりますので、上手に質問できるかどうかわかりませんが、質問項目の第9番、産業廃棄物の不法投棄についてに関しての再質問をいたします。

これが先ほど質問をいたしました、山形時代には主要地方道、第1級村道とも言われた、いわゆる山形地区の国道を横断する基幹道路というふうに位置づけられておりました。現在は、市道川井関線ということになっておりますが、この今、画面にあるのが、いわゆる市の資材置き場の小屋でございます。その後ろのほうに見えるのが、その資材だということなんです、この横に、いわゆる道路と認定されてはおりませんけれども、山の頂上まで大きな道路が続いております。

これが、その資材置き場の裏のほうに広がっている産業廃棄物の実態でございます。沢を約500メートルにわたって、いろいろなものが散在しております。この画面に出ているのは、その中でも一番ひどい状況の画面でございます。このように、いろいろなものが、いわゆる時間がたっても土に返らないというような、そういうようなものが散在をしているわけでございます。

ここの場所は民有地でございます、個人所有の山でございますので、それをどうにかしようというには、いろいろな課題が多過ぎるわけでございますが、もう一度入り口の資材置き場をお願いします。

実は、今の産業廃棄物不法投棄の現場というのは、この資材置き場の裏に延々と連なっているわけでございます。そして、この資材置き場なんです、これはU字溝、もう使われなくなった、もうぼろぼろになったU字溝でございます。このU字溝が、約100はゆうに超してこういうふうに積み重なっているわけですが、この間、実際に産業建設課に調べていただいたところ、この中で使えるものは15メートル、1メートルのU字溝でございますので15本しか使えない。100数十本あるうかと思う中で、現実に資材に使えるものは、わずか15本ということでございます。こういうふうに積み重なっているわけでございます。

これは同じ資材置き場の中で、いわゆるJRのバス停の看板です。久慈のほうのバス停の看板も、鳶の巣とか、そういうところの看板もこのように廃材というんですか、そういう形でここに置かれていると。これももう使えなくなって、ぼろぼろになって折れているパイプでございます。これはガードレールか何か知りませんが、こういうふうに積み重なっているといえれば積み重なっているんですが、もう捨ておいていると

いう状況であるわけです。

このように、実は不法投棄は、その沢全体に奥500メートルぐらいまで連なっているんですが、この資材置き場がその入り口なんです。入り口にある資材、本来はそれを使う目的で保管、管理しているわけですが、使う目的を使わないでそのまま放置していたために、9割以上、ほぼ、先ほどのU字溝15本と言いましたけど、それを除いたら残り全部が産業廃棄物なんです、これ。使えないでこういうふうに放置してあるわけです。

それが、川井関線を通っていくときに見えるわけです。ですから、その後ろのほうに延々と、500メートルも産業廃棄物が捨てられているわけでございますが、入り口がこういう状態なんで、捨てる人は気楽に捨ててしまうかもしれない。ここの資材置き場の現状が、いわゆる産業廃棄物の不法投棄を誘発しているのではないかとこのように質問したのは、そういうことなんです。

住民からは、この資材置き場を何とか早く処理してほしいという、そういう要望が出ております。

しかしながら、ちょっと専門家にも近い方にも聞いたんですが、これ、資材置き場、わずか、1反歩、300坪、これぐらいのそんなに大きくない資材置き場なんです。これを処理する処理料、約5,000万以上かかるんじゃないかというふうに言われております。

その資材置き場を、本来、管理をして、保管をして、次の工事にまた使う、そういうケースに使うために保管をしている。ところが、これは保管じゃなくて、もう既に廃棄物になって使えないわけでございます。

したがって、何かの工事があるときには、新たにU字溝ならU字溝を発注をして、買って、お金をかけて発注をして工事を進めている。本来であれば、これを使ってやるんです。それは使わないで放置したまま、新しいU字溝を発注している。そうすると、損害が5,000万以上はするだろうというのは、もっともっと実際にはプラスアルファでかかっているわけですよ。

これは市の損害なんです。市が自分自身がこうむっている損害、これはこういう処理料っていうのは、国とか県の補助金というのは来ません。あくまでも、これは市が単独で、自分とこの市財政で処理しなきゃならない。とんでもない、わずか1カ所の資材置き場で5,000万も6,000万もかかるかもしれない。



これは、でも、誰がどうのこうの、責任がどうのこうのって言うつもりはございません。ものを見てもみますと、旧山形村時代からのものもあります。合併してからのものもあります。

したがって、責任どうのこうのではなくて、やっぱり財政難であるという久慈市の財政状況からいって、このような形で無駄なお金がかかる、損害が生じているんだ、こういうことは何としても避けなければならない状況でございます。

市の資材置き場が、市内に何カ所あるかわかりませんが、1カ所だけでもこの状況、早急に全体を調べてこのような損害を講じて、謝らなければならないのは、市民の皆さんに対して謝罪をしなければならないのではないかと、このように思うんですがいかがでしょうか。

○議長（中平浩志君） 鹿糠沢山形総合支所長。

○山形総合支所長（鹿糠沢光夫君） 資材置き場の質問でございます。

市全体の資材置き場を調査し、把握しろということでございますが、ただいま山形の分での答弁でございますが、議員おっしゃるとおりの現状でございます。私も現場のほうを確認をしております。

議員おっしゃるとおり、多額の費用が発生することも見込んでおりますが、今後、計画的に、使えない部分の処理をしまいたいと思いますので、ご了承願います。

○議長（中平浩志君） 21番高屋敷英則君。

○21番（高屋敷英則君） 計画的にということなんですが、恐らくその処理料に5,000万以上かかるということになると、昔、処理料という予算を、市の中では年間の予算を組んでいたようです。

今はないそうでございますけれども、ただかか1,000万ぐらいの予算だったようでございますが、それぐらいの予算でいくと、わずかこれだけの場所の資材を処理するのに5年も6年もかかる、なかなか住民の皆さんとしては、ああ、そうですかと納得しにくいような状況にもなるわけでございまして、できるだけ早急に、お金がかかる、大変これは市にとっても困ったような状況であるわけですが、できるだけ早急に、民家のすぐ近くの資材置き場でございますので、非常にいろいろな意味での、通行をなされるよその町村の皆さん方にも目にとまる場所でございますの

で、早急にこれを解消していただきたいなど、このように思います。

次の再質問でございますが、これは旧繫小学校の活用ということで、これが繫小学校、山の中のドームの学校ということで、今は繫地区は人口130名弱でございます。世帯数で50世帯、約50世帯、そういう本当に山形の中でも一番山の中、そういう場所に、こういうモダンなドームの学校が建っているわけでございます。

先ほど、教育長が説明あった、2件あったと、うちの1件については私も承知をいたしております。

しかしながら、その2件あったうちの1件について、社会福祉法人が活用をしたいという、そういう経緯があったと。確かにある社会福祉法人は、この繫地区が三つの自治会に分かれているんです。三の自治会の会長さんと一緒に、市長に要望に来たんですよ。土日だけでも使いたいと、そういう入所者を運動させたり、あるいは仕事を覚えてもらったりするためにというようなことで、市長に面会をして、お願いをして、それが一つ、まないたに乗ったわけでございます。

ところが、今になっても、その件が一体どうなってしまったのか、その件については多分、その手を挙げた本人は、もうやりませんと言ってるんですよ。ところが、もうやりませんというのが、地元の自治会に全く通じてないんですよ、知らされてない。

したがって、何かを、新しいことをやろうというときに、いや、でも前のはどうなったんだろうな、けじめがついてない、そのまま放置されている。

いや、実は私も2年半ぐらい前ですか、自分の一つの繫を活性化させるための計画書、つくって持って行ったんです、教育委員会に。そして、一日も早くその自治会との間で、市長陳情がなされた、そういう事実を、やらないんであればやりませんという形で明確にしてほしいと、それがある限り前に進めないんだと、そしてそれを明確にしたら全国公募をしたらどうだと、全国から利活用のあり方、具体的なものを募って、そして前に進めたらどうだと、全くそのまま放置している。私は、この繫小学校が、もう5年以上たちます。こういうふうな形で放置されているっていう、教育委員会の怠慢だと思います。

先ほど、二つありましたと言いましたよね。ところが、今、文科省で、仮に山形の繫小学校を利活用について、文科省の事業で募集をかけると、最低でも10か

ら20のアクセスがある、問い合わせがあるっていうんですよ。

今、この繫小学校は、繫に防災コミュニティセンターっていうのがあります。したがって、そこに集落の繫地区の方々が全員集まれるんです。だから、地元の方がわざわざこの学校を利用しなくても利用できる施設がある。

したがって、ある意味は、もうこの施設は必ずしも地元の方でなくてもいい、市内の方でなくてもいい、全国の方でも、外国の方でもいいんだ、誰か使う人いませんかと、こういうような募集をかければ問い合わせがあるんですよ。

現に募集をかけて、オークションで学校を買い取った人もいます。フランスの画家が、画家の絵をその美術館をつくりたいと言って、北海道です、それを学校を買い取ったんです、オークションで。

いろんなことの事例が155も並んでいるんです。世の中には、広く言えばどんな人がいるかわかりません。ですから、そういうような公募を、全国的に募集をかけて、いろいろな意欲を持った方々、そういう人たちから提案をいただいて、この活用を図っていくと。

第一は、廃校舎というのは、地元の方の考えを優先する、わかります。優先してやってきたために行き詰まっているんですよ。ところが、現実は今、地元の方がそれを利活用を、自分たちが利活用をする、そういう意思がないという、そういう状態です。

したがって、ここに全く新しい一つの事業が展開できれば、繫地区というのは、それがあって新しい地域に生まれ変わっていくんですよ、これから先も。そういうような可能性というのはあるんです。

私は、繫地区に関して言えば、山村留学っていうのがあります。久慈市になってからやめました。もったいないことをしたなど。私個人で言えば、あれは市の失政だと思っています。今現在、山村留学をやめて、6年目に入ってますか、山村留学で来た子供たちは13人います。里親制度を利用して子供だけよこした方もあるし、一家で移り住んで来た方もいます。その合計が親御さんも入れて15名なんです。

あれから6年たっています。やめてから6年目に入っています。7人の方がまだ山形に住んでるんです。つまり、これは一時的に来て、山村留学で来て、そして住んでいる期間じゃないんですよ。まさに移住、定

住している現実なんです。15名のうち7名ですよ。47%、約半数の方が依然として山形に住んでいる。7名の方の1人は久慈でございますけど、久慈でございます。山形6名でございます。

今、人口減少だ、何だというようなことで、移住・定住政策いろいろ、1人でもいいからふやそうなんて言ってるけれども、この山村留学というのは、広義で言えば、必ずしも学校の児童生徒、学校を存続させるために、こういうようなものでもないんです。

生徒が1人になれば、それは統合しなきゃいけないのは、これはしょうがない。けれども、山村留学っていう制度は、子供にも当てはまるし、大人にも当てはまるんです。

そういう未来に続いていく、今になってわかるんです。定住者がいっぱいいる、半分も定住している。将来に向かってやはり大きな一つの事業になる、そんな芽をあっという間につんでしまったんです。これは、さっき市と言いましたけど、教育委員会の失政ですよ、これ。大事に育てていけば、今、大きな事業に育てているんですよ。

だから、今回の繫小学校の再利用、活用についても、山村留学っていう里親制度までやったという、一つの基盤、地盤、そういうものが繫にはあるんです。よその子供を自分のうちで預かって、育てて、学校に送り迎えした。そういうおつき合いをしたために、定住者がふえているっていう、こういう現実です。

だから、可能性というものを、芽をつんではだめだ。いろいろな意味で制度がたくさんあるんですから、この制度を活用すれば補助金が2分の1とかって出るわけです。

いっぱいあるのに、どうして指をくわえて見てるんですか。一生懸命やっているとはとても思えないんです。ちょっとネットを見ただけでも、すごいのがたくさんあります。

どうかもっと本気で、単に廃校舎を活用するんだということじゃなくて、そういうことが地域の未来につながる、そのような形で、挑戦をするような形で、やはり廃校舎の活用っていうものを取り組んでいただきたいと思うんですが、教育長、もう一回、答弁をお願いします。

○議長（中平浩志君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 繫小学校跡地の廃校舎の利

用についてであります。議員おっしゃったとおり、繫地区の住民のために活用できれば一番いいわけですが、その繫地区の住民のためというだけではなくて、あの校舎、写真にありますとおり非常にユニークな校舎でございますし、普通の学校のつくりではない建物でございます。

例えば、イベントとかにも使えそうな建物でございますし、いろいろな活用が考えられるだろうということは、教育委員会でも研究はしておりました。ただ、実際問題、そういう有効な活用を見出だせないまま来たところでございます。

今、議員から、かつての山村留学のお話もありましたが、山村留学として、そういう場所として活用するかどうかということではなくて、本当にいろいろな角度からの検討ということになろうと思っておりますが、全国への公募というご提案もありました。

そういうさまざまな角度から、教育委員会としては、今後検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞ議員からも、いろんなアイデアがありましたら、教育委員会のほうにお知らせいただきたいというふうに思っています。いろいろとありがとうございました。

○議長（中平浩志君） 3番小倉利之君。

○3番（小倉利之君） 市民共同、高屋敷議員の質問に関連をいたしまして質問させていただきます。

議場内スクリーンを使用させていただきたく、議長のお取り計らい、よろしく願いいたします。

○議長（中平浩志君） スクリーン等準備のため少々お待ちください。3番小倉利之君。

○3番（小倉利之君） それでは、高屋敷議員の質問に関連して質問させていただきます。

質問項目の7番目でございます。

久慈秋まつりについてというところで、まず、建築基準法違反に指摘されたことに関して、その会の具体的なその内容について、いま一度そのご説明をいただきたいと思っておりますけれども、よろしく願います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） ただいま久慈秋まつりに関しまして、県北広域振興局建築主事からの具体的な指摘事項というふうなことでのお話でございました。

これは市長からご答弁申し上げましたとおり、違反の可能性があるというふうなところの現在は指摘でございます。

外観上というふうなところで、大半の地域は準防火地域とか、そういった地域指定もなされておりますことから、外観の構造でありますとか、部材でありますとか、そういった部分が、基準に合致していないのではないかというふうなことで、今後、詳細な内部も含めて調査の上で指摘があるというふうには認識しておりますので、現状のところでは、まだそういった具体的な指摘とはなっておらないところでございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 3番小倉利之君。

○3番（小倉利之君） ありがとうございます。

その会の中で、うちの組でも出席をしたわけですが、どなたか、その回答の中で、向こう3年以内に何らかの解決策に取り組むというふうなご回答をされたようではありますが、その辺に関しては事実でしょうか。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） その3年以内というところにつきましては、逆に建築主事のほうから、できれば早急に改善をしていただきたいけれども、各組、それから行政も含めて、なかなか速やかな対応というのは難しいであろうと。その主事の立場から、1年、2年、最長でも3年程度というふうな言葉で説明をいただいたというふうに思っております。逆に、その部分をこちら側として、ある程度、3年程度の時間はいただいたものだというふうな認識で、今後、対応していきたいというふうなお話をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 3番小倉利之君。

○3番（小倉利之君） ありがとうございます。

その中で、やはり1年、2年、3年といいますと、やはりある程度のスケジュールを組んで、できないということもあろうかと思っております。

また、予算も伴うと思っておりますけれども、今後のそういった取り組みスケジュールとか、どなたが牽引なさっていくのか、この問題に関して。その辺についての見通しは持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 例えば、3年という中で、今後どのようなスケジュールでというふうなところ、あるいは予算というところでございますが、全

くのこれは概概算の中で、仮に一組の山車をつくらずれば、800万ないし1,000万というふうな数字も、その場である程度、情報を提供いただいたところでございますが、現状、その合致していないと思われる組が6組あるというところからすれば、それが掛ける6というふうな数字になってまいりますので、これをそれぞれでやっていくということになりますと、それぞれ、どこまでやらなければならないかという違いはあるかと思いますが、やはり相当の予算を伴うというふうなことになるかと思えます。

そういった中で、先ほど高屋敷議員のほうから、提案として山車団地というふうなお言葉もあったわけですが、そういったところも含めながら、今後、実行委員会といいますか、山車運行部会との意見交換あるいは各組の事情等をお聞きしながら進めてまいります。

いずれ、冒頭申し上げましたとおり、これから具体の指摘がどのような形で届くかというところを見ながら、情報共有を図りながら、そして対応を検討してまいりますというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（中平浩志君）** 3番小倉利之君。

**○3番（小倉利之君）** ありがとうございます。

今、山車団地というお話もでございますので、これは、実は、スクリーン見ていただきたいと思いますが、これは、実は八戸市のおまつり広場にあります。山車が3組入っております。

これは要するに海のほう、北日本造船さんの本社があるほうの、これは1組入っております。こちらに関しては、民間の企業さんがこういう施設をつくっていただいて、そのかわりに年間の家賃も支払いますし、イベントのときはシャッターをあけて、あるいは表に出して広げて、手前には温泉もございますけれども、そういったところを出して、観光客に対して八戸の三社大祭をアピールしていただくということで、これもやっぱり同じでございます、それぞれ家賃が発生しております、プラス電気、光熱費という形で3組入っております。これも三社大祭期間以外でも、中ではもちろん製作体験館として、久慈と同じように使っておりますし、やっているようです。

そこで、実は昨年9月に、私が一般質問の中で、街なか再生に関して質問をさせていただきました。そ

の中で、どうしても中身に観光客が回遊性も含めまして、どっかで山車を見れないかというところから、市内の空き地を利用した形で、そういう山車の展示場というのができないかというところの質問をしたところ、久慈市としても参加している秋まつりですので、今後、当局と相談しながら取り組んでいくということだったわけですが、その後、特に何も無いようなところで、今度の4月にこのような問題が発生したというところがございます。

観光客の入込みを見てみますと、平成25年から26、27年まで見ますと、25年があまり効果もありまして13万8,000人、そして26年が10万9,000人、昨年はいきょう聞きましたところ8万600人、ただし、昨年は初日が雨が降りましたので、前年度の1万8,000人を加えますと大体9万8,600人ですから、まず約10万人、ですから観光客とすれば例年衰えもなく久慈に来ていると思うんです。

ですから、そういった意味から、先ほどいろいろ少子化対策とか人口減少対策あるいは交流人口のことも出ておりますので、この辺も含めまして、ぜひとも山車団地までは行かないまでも、総合的に判断をしていただきたく、この久慈秋まつりの歴史の灯を消さないように取り組んでいただきたいと思うんですけれども、その辺についてのご見解をお願いいたします。

**○議長（中平浩志君）** 浅水産業経済部長。

**○産業経済部長（浅水泰彦君）** 街なか再生にかかわりまして、平成20年から、やませ土風館という施設をオープンいたしまして、山車の常設展示というふうなことで、久慈の秋まつりを、まず前面に出した形で観光客にPRしておりますし、それから、同時に整備いたしました、現在は中組が専有しているわけですが、山車創作体験館、ここについては、まさに作り込む段階から観光客の方々に見ていただきたい、あるいは場合によっては体験、つくる、創作体験もできるようなというふうなことで、中組のほうにも、そういった対応についても働きかけを行っているところでございます。

そういった中で、さらにそういった様相を拡大して、この伝統ある久慈秋まつりを継承発展していくべきというふうなお話でございます。まさに、そのとおりであろうと考えておまして、各組、現状、手づくり山車に移行してから、相当に製作技術等も、それから、

できばえ等もグレードアップしてきているなど、これはまさに各組のご努力によるものだろうなというふうに思っております。

ということで、本当にこの大事な観光資源を今後とも守っていくために、今、先ほどもお話申し上げましたが、今回のこの課題に対応しながら、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。

そのこの具体の方向性については、まだ見出ししていないところでございますので、ご容赦願いたいと思いません。

以上でございます。

**○議長（中平浩志君）** 3番小倉利之君。

**○3番（小倉利之君）** ありがとうございます。

街なか駅前開発も、これからやるということでございますし、そういったところも含めまして、十分可能性はあるかと思っておりますので、ピンチはチャンスと捉えて、前向きにやっていただければいいなと思えます。

スタッフにしても、前夜祭含めまして、初日、中日、お帰りと、約6,700人ぐらいのスタッフが、その3日間を出ているようでございます。そうした一生懸命取り組んでいる市民の方々のためにも、少しでも親身になって考えていただければなというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、次の質問ですけれども、11番の水路整備について、関連質問したいと思います。

ここについては、お示しのとおり、ここは大川目町のいすゞ自動車さんの脇の農道の脇に水路がありまして、田んぼは耕作をしております。

その排水路が手前の、ちょっと渡り床板がありまして、ボックスカルバートがありまして、その右側に流れていきますけれども、この先が雇用促進住宅に向かって流れていくところでございます。

こういうふうに、カヤ、カップ、それから泥、ヘドロ、もうブヨ、蚊の温床になっているところでございます。どういう状況かといえば、こういう形で流れてなくて、もうたまってたまって、うんでいるわけですけれども、私は最初、町内会の役員もやっていたり、まちづくり協議会の役員でもありまして、さまざまなことで、どういう解決があるのかなということで、まず、用意ドンでスタートで、改良区さんに行ってお願いをしたわけですけれども、ただし、その水路の持ち主というのは、今現在は久慈市の建設部ということだ

ということで言われまして、建設部長さんのほうにも相談をした経緯もございます。

要するに、もともとは農業用排水路だったわけですが、けれども、宅地化とか造成が進みまして、これは要するに法定外水路みたいな形で、誰も実はあまり管理をされていない水路だったようです。

もともとは旧河川というか、昔の沢、川の延長線で、この先が久慈川に行くわけですけれども、そういったところというのは、ここのみならず大変多くあるわけで、たまたまこの場合は促進住宅もあったり、宅地連担部でありますので、特に目立って悪臭もしております。

こういったところについて、先ほど、実は高屋敷議員が言いました産廃施設の、こういった、もし廃材、リサイクル材が、利活用できればどうなのかなというところの、きょうはお願いといたしますか、提案でございました。

いずれ、どんな形でもいいので、やっていただくことが久慈市、生活環境整備を旗印にしております遠藤市長とすれば、何かやっぱり知恵を出してやらせていただく方法、ものさえあれば、労務、それから運搬費程度ありますと、これは地元で十分やる意欲はございますので、そういったところについての今回の質問だったわけですけれども、もう一度その辺についてお答えをお願いしたいと思います。

**○議長（中平浩志君）** 中居副市長。

**○副市長（中居正剛君）** 現在のところ、市長から答弁申し上げたところ、市民協働の対象外ということでございますが、市長から指示を受けておりますのは、その要綱の改正も含めて検討しろということで指示をいただいております。

市民の皆さんのご協力を得て、何とか水路の整備ができるように、それから先ほどのU字側溝とか、それらについても積極的に提供できるような仕組みを考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

**○議長（中平浩志君）** 3番小倉利之君。

**○3番（小倉利之君）** 大変ありがとうございます。

資材に関しても、リサイクル材なんかでも、排水路でするので多少壊れていても、用水路でない限りは多少漏水しても十分使えると思っておりますので、その辺も含め

てこれからお願いしたいと思います。廃棄物処理も含めまして、一石二鳥だと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

あと、最後に、いろいろ私も、9月、12月と、そして、ことしの3月議会で、いろいろ子育て支援についてお願いしてきた経緯がある中で、このたび、地元大川目にも、学童保育について大変前向きな、市長さん、教育長さんにご配慮いただきまして、本当にありがとうございました。この場をおかりしまして、感謝を申し上げたいと思います。どうぞ、議会の皆さんも賛同していただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の関連質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中平浩志君） 12番畑中勇吉君。

○12番（畑中勇吉君） 高屋敷議員の一般質問に関連して、何点か関連質問をさせていただきます。

まず、質問項目の8番、密漁対策について質問させていただきます。

これまで、2008年の4月から、先ほどお話のとおり、従来の罰則よりかなり重い罰則に改正になったわけでありまして。

それで、効果があるかなというふうなことで期待をしておったわけですが、それ以降も密漁が相次いで、改正以降も、厳罰化について何回か同僚議員なり、私も質問を、意見を出させていただきました。

また、3・11の震災以降も、大変、漁民が困って復興に一生懸命やっているさなか、そのさなか大変な大量の密漁事件等もありまして、それから厳罰について、あるいはまた取り締まり強化、海上保安庁なり、警察等の取り締まり強化等について発言をさせていただきましたが、市として、これまで市や漁協等関係機関と、どのような会議なり場で、関係機関に、この厳罰の要望なり、取り組みの強化、どのような内容の要望と、そして、どれぐらいこれまで行ってきたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） ただいまの密漁対策、防止の部分でございますが、平成20年、漁業法改正というふうなことで、ご答弁、市長から申し上げたわけなんです、その後におきましても、なかなか実態とすれば大きな密漁といいますか、そういった事件も

頻発しているというふうな状況にもあるわけですが、そういった中で、県等との意見調整あるいは漁協等からも、何とかというふうなところはいただいておりますが、現状といたしますと、やはり平成20年、結構たっているといえはたっているわけですが、そうは申しましても、まだ改正法のその効果のほどを見きわめている段階というふうなところで、その要望という形では、現状はまだ声はお届けしていない。ただ、状況は、依然としてあまり好転していないよというふうな情報共有しているというふうな状況です。

あとは、久慈の県北の広域振興局には、水産部には、毎年、その対策の部分で本部を設置いたしまして、その関係する保安庁とか、そういったところとの連携というふうなことで、監視強化に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 12番畑中勇吉君。

○12番（畑中勇吉君） 今回も侍浜、新聞報道によりますと、侍浜海岸を舞台に密漁事件があったということなんです。

これからの密漁対策のためにも、今回の侍浜の密漁事件、この侵入経路、逃走経路なり、あるいはこの地先の浜で、どのような密漁がなされたのか、かなり岩手日報等で詳しく報道はされておりますが、その内容を把握しておるのであれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） ただいまの市内における先般の密漁事件の具体的な場所とか、あるいは経路等ということでございますが、大変申しわけないんですが、詳細には把握してないといえますか、新聞報道、それから、若干漁協等から伺っている部分もありますけれども、なかなか全てを公表し切れないというところもあるようではございますけれども、捜査当局としても、その辺は十分に明らかにしていただけないというところもございまして。

今後におきましては、今、対応策としても、そういった事例の検証というものが大変だということも認識しておりますので、情報収集、関係機関からのところについて努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 12番畑中勇吉君。

○12番（畑中勇吉君） 厳罰化の漁民なり関係者の話、要望が結構聞かれるんですが、私は、罰則は三つあるのかなというふうに思っています。

一つは、密漁に使用されたボンベとかレギュレーター、あるいはウェットスーツ、ドライスーツ、ボートの類い、これらの没収、それから刑事告発されますと、裁判の結果、罰金なり、懲役の実刑判決があると、この罰則といいますか制裁、それからもう一つは、実刑判決がなされれば、例えば罰金の場合は5年間前科がつくと、懲役の場合は10年間前科がつくということで、社会的な資格制限のある職業やその人、会社等によって、それなりの制裁がつながるというふうなことになるというふうに聞いておりますが、今回、買い取りの業者が逮捕されたということがありました。

やっぱり密漁しても買い取り、それがなくなかなか密漁できないと、そういう面では大変捜査の皆さんが考えて、いい捜査をして最後まで捕まえたというふうに思いますが、仮の話で悪いんですが、買い取りで捕まった疑いといいますか、それにも漁業法の138条が適用になると思いますが、そうして刑事告発されて判決が出て、実刑判決が出て、そうすれば前科がつくと、そういう場合に社会的な制裁、この捕まった買い取り業者、水産会社等の社会的な制裁、一般的にどのような制裁があるのかなと、もしおわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 今回の事案の中で、現に密漁した者と別に、その買い取り会社側がさらに摘発、摘発といいますか、されたというふうなことで、現在、その手続中だと思いますが、仮にこれが実刑判決というふうなことになった場合の社会的制裁というお話でございます。

これにつきましては、当然に新聞報道等、当然なされる、新聞含めてメディアで報道されるということからすれば、その時点で、相当のやはり制裁的な意味にはなるだろうと、さらには具体的部分で言いますと、仮に県なり地元の官公庁等との業者登録等あれば、その部分については、一定の期間の指名停止等というふうなことで、取引できないというふうな事態にもなるかと思っておりますので、それでまず名前が傷つくという部分が最大、大きいものだろうというふうに思ってお

りますし、さらにはそういった直接の取引先を失うということも、現に出てくるだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、議員からもお話がございましたが、漁業法での取り締まり、現に密漁と申しますか、漁をした部分については、それが密漁、密漁と申しますか、漁業権を持つてのものなのかどうか、無許可操業なのかどうかというところのその点が結構難しいと言われておりますが、そういったルート上の中で受け入れと申しますか、受け手になる部分まで含めての摘発、制裁ということになれば、これは全体のそういった密漁の仕組み自体が成り立たないこととなりますので、やはりそういった部分も含めて、今後整備されていくべきだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 12番畑中勇吉君。

○12番（畑中勇吉君） 震災以降の密漁に対する判決が出されております。2013年、田野畑のアワビ250キロの密漁、これの主犯格者に対する判決は懲役8カ月、罰金50万円、2014年の宮古市のアワビ300キロ、密漁、これの主犯格の懲役の実刑判決が1年2カ月と、こういうふうなことでありました。

密漁者にとれば、こんなというふうなことなのかなというふうなので後を絶たないと、こういうふうなことで、確かに以前からすれば抑止効果はあったかもしれないが、それほど強大な抑止効果にはなっていないというふうに思います。

窃盗罪並みの10年以下の懲役刑、これを科するようには、皆さんから要望が出されておるわけでありましてけれども、それに対するお話というのが、地先に生息するアワビの所有権が、地先漁民の固有の権利として認められていないというふうなことなようであります。

ただ、地先の漁民には、その地先の水産資源の管理権が、共同漁業権として付与されているというふうなこともあって、今はアワビの漁も放流して、漁民がお金を出して、補助もいただいておりますが、そうして生計を立てているという、そういう中身でありますから、私とすればやはり漁業法の138条、これを窃盗罪並みの10年以下の懲役にするように、そういうふうな法改正、そしてまた、その地先の被害に遭った漁民に対する補償と申しますか、被害額に重加算した補償金を種苗、稚貝放流等の資金に充てられるような、そう

いうふうな、犯罪者に対するペナルティを科すというふうなことが必要ではないかと思えます。

例えば、犯罪者を労役場へ留置させて、そうして先ほど言いました被害額に重加算した補償金を充てさせるとか、それぐらいのことをしないと、とても密漁が後を絶たないというふうに思いますが、まだ法改正して8年ちょっとということなのですが、ぜひ重ねてこの厳罰の要望をすべきと思えます。

その点について、ご所見をいただきたいと思えますし、また沿岸市全体で多くの被害に遭っていると思えます。沿岸市長の会議等で、この密漁の対策なり、取り締まり強化なり、こういう分で今まで話題あるいは話等になった経過があるのかどうか、その点もお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） ただいま密漁に関しまして、これまでの判決が出た中で、結果とすれば重い制裁とは言えないというふうな状況の中で、法改正にはなつたけれども、なかなかそこが適応し切れていないというふうなこと、そういった中で、これは本当に、海はみんなのものという部分がございます、その中で生産部なり、生産組合等が直接にその管理しているもの、例えば養殖等によって管理しているものであれば、これは窃盗罪というふうな適用になるということでございますけれども、基本的に漁業操業権は認められておりますけれども、それが自分のものだと言い切れるものではないというふうな中で、なかなか窃盗罪の適用まではできていない、なされていないというのが現状の法体系だというふうに捉えております。

そういった中で、ご提言がございましたとおり、例えば重加算の部分を今後の養殖の原資にしていくべきだとか、あるいはいろいろな形での罰則の強化というものを図っていくべきということにつきましては、本当にこれは多くの方から、そういう強い要望があるものだというふうに認識しておりますので、今後、要望という形になるのか、あるいはまずは意見交換ということになるのか、しっかりとその現場の声というものをお聞きしながら、届けてまいりたいというふうに思っております。

それから、この沿岸市で相当の被害額というふうな、これはなかなか被害額そのものも把握し切れない部分もあるわけなんです、それにしても、流通してい

る3分の1は密漁ものじゃないかというふうな推測といますか、指摘もあるというふうなことも認識しておりますので、いずれ相当の額に上るだろうなというふうに思っておりますが、そういった共通の課題を持つ、この沿岸の部分での自治体の中でのそういった課題共有というものについても、今後進めてまいりたいと思えます。

現状までのところでは、話題として、これまで上ったことはないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 12番畑中勇吉君。

○12番（畑中勇吉君） 質問項目の5番の三陸復興国立公園についてお尋ねをさせていただきます。

先ほどは、遊歩道の整備、小袖以南といいますか、やっていただけるということなのですが、順次やっていただけると思うんですが、私どもの田子の木漁協から桑畑の前浜に向けてコース設定をされておるんですが、田子の木漁協から南側の、以前からの既存の遊歩道に比較すれば、もう、けもの道と言っていいぐらいの粗末な道路であります。

ぜひ、遊歩道らしい遊歩道に整備、早期にやっていただきたいと思えますし、それから侍浜の野営場に、東屋をつくっていただけるというふうなことや、トイレの改修等といいますか、新しくつくる要望等も出ているようですが、前に進んでいないというふうなお話を聞いております。

それから、海水プールは、あまちゃんのロケ地であります、侍浜の海水プールだけじゃなくて、広域の潮風トレイルコース等には、ロケ地、あまちゃんロケになったところがあると思うんですが、このロケの看板、これらの整備、これら等を、それからまた、小袖で遊歩道が設置されると思うんですが、従来のように後からの委託、草刈り等、今後予定されているのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 三陸復興国立公園の整備にかかわりまして、侍浜地区の新たにコースといいますか、見直した部分ということでございますが、これにつきましては、昨年6月に、地元の方々からお集まりをいただいてコース変更のご意見等をいただいたと、それを今、環境省に協議しているところでございまして、まだ正式には新コースとはなっていないと



いうところでございます。

いずれ、早期にご回答いただいてコース変更を行い、そして、おっしゃるような整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

やはり、これには、地元の方々の協力が不可欠というふうに思っておりましたので、いずれその新しいコース、せっかく地元でご検討いただいたコースですので、魅力あるコースにしていきたいというふうに考えております。

それから、東屋、トイレ等の設置の関係ですが、これについても、毎回、県への重点事項要望等にも含めて、連携する形で進めさせていただいておりますし、県のほうからも環境省等に要望等は行っているというふうに認識をしております、少しずつではありますが進んでいると、今年度は小袖から三崎ですか、三崎に至る遊歩道といいますか、歩道整備等が進められる予定というふうなことになっておりますし、あとトイレ等についても何とかというふうなことで、今、具体化に向かっている部分もございます。

それから、もう一点、海水プールのあまちゃんロケ地のところに看板をとというふなことでございます。そのほかにも、いずれロケ地スポットはあるわけでございますけれども、この海水プールにつきましても、野営場の下側のところに、ちょっと目立たない場所かと思いますが、看板があることはございますが、いずれ今後そういったあまちゃんロケ地というものを、もっともっとアピールしていく意味でも、目につくような形での看板設置等も行っていきたいと思っております。

それから、最後に、小袖の歩道の関係ですけれども、これについては地区の方々から協力をいただきながら、維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 再質問、関連質問を打ち切ります。

次に、政和会代表、大沢俊光君。

〔政和会代表大沢俊光君登壇〕

○23番（大沢俊光君） 私は政和会を代表し、一般質問をいたします。

質問に先立ち、4月14日、熊本地震が発生、震度7、後日の16日には本震とされるマグニチュード7.3を記録するも、約2カ月が経過、震災の尊い命を奪われた

犠牲者に対し、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に、お見舞いを申し上げますところでございます。

それでは、通告により、順次、市長並びに教育長に質問いたします。

1番は、遠藤市政の重点施策等についてお尋ねいたします。

平成26年3月に市長に就任以来、新しい視点による市政のかじ取り役として、対話によるまちづくり、東日本大震災復興から飛躍を目指すとともに、市民本位から関心の高い政策の見直しを進めるなど、住民福祉の向上と久慈市の限りのない発展に邁進する遠藤市政重点施策の指針、姿勢が掲げ、市長就任から2年が経過いたしました。

そこで、次の4点についてお尋ねいたします。

1点目、市長公約と重点施策について、市長公約の進捗状況と任期後半に向けた重点施策をお尋ねします。

2点目、久慈市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目玉は何かについて、お示し願います。

3点目は、新たな久慈駅前整備事業に係る次の3項目についてお尋ねいたします。

①は、平成30年度完成予定の駅前複合施設の工法並びに運営を含むPFI等、選択肢の方向性が固まったのかお尋ねいたします。

②は、駅前のにぎわい創出と駅前に全面移転する図書館の静穏な環境確保に係る静と動のバランスを創出させ、未来志向の駅前開発をどのように進めるのか、考え方についてお尋ねいたします。

③は、駅前広場は平成29年度完成予定、駅前に国体の歓迎や観光客への記念スポット等を整備する考えについてお尋ねいたします。

4点目、長内地区のまちづくりについてお尋ねいたします。

長内地区の中でも、都市計画整備が以前中止された地域は、復興道路や総合運動公園整備事業計画の位置決定に当たり、これまで開発から取り残されております同地区、今後の地域づくり、まちづくりについて、どのように進められるのか、考えについてお尋ねいたします。

2番は、久慈工業高校の学科新設についてであります。

震災を教訓として、震災・災害工学、再生可能エネ

ルギー等を単位とする時代のニーズを取り入れた学科を新設し、地震国日本に社会貢献する人材を育成できる工業高校への転換をし、単なる存続運動でない新提言を併用した岩手県への働きかけをすべきと思います。が、ご所見をお伺いいたします。

3番、名誉市民、タマシシ・アレン女史についてお尋ねします。

当時、米国のライシャワー大使が、昭和40年9月19日に、三沢基地からヘリコプターで来久し、アレン女史を表敬訪問された理由等について、どのように把握しておられるのかお尋ねいたします。

次に、4番、久慈市駐車場の利用についてであります。

市民の財産である市役所の本庁舎内で、占有駐車している市職員等の利用者に使用料を課すなど、財源不足を補う資産運用に資する考えはないのか、お尋ねいたします。

5番、いわて国体の受け入れについて4点お尋ねいたします。

希望郷いわて国体の久慈会場は、着々と受け入れ体制が整っていることと思われま。スポーツの祭典は、国民性が高く、私は昭和39年の東京オリンピックには、学生として茨城県で迎え、昭和45年の岩手国体には、久慈市で消防団として参加、時の節目に深く記憶をとどめてまいりました。

2巡目のいわて国体、柔道のまち、あまちゃんのロケ地、久慈市に全国から集う選手団へ、3・11震災時には全国から支援をいただき、復興に向かう勇姿を見ていただくとともに、感謝と御礼を込め、国体の成功を願って迎えたいと思っております。

そこで、平成28年10月に、久慈市民体育館で国民体育大会、柔道競技会開催の成功はもとより、次の4点についてお伺いいたします。

1点目は、あまちゃんのまちづくり戦略に係るいわて国体の開催記念イベントとして、「あまちゃん」を総称に市民マラソンを企画してはどうか、お尋ねいたします。

2点目、いわて国体に出場する選手や関係者を、久慈市独自の方法でもてなす考えがないか、お尋ねいたします。

3点目、東日本大震災の被災地のまちであることを、選手団はもとより、観客等に周知するため、街なかや

観光地、競技会場等において、海拔表示や避難経路の案内標識等を検討しているのか、お尋ねいたします。

4点目、観客や観光客に、久慈市の名所旧跡の観光地までの路線アクセス、所要時間、距離等の示された資料や案内を検討しておられるのか、お尋ねいたします。

6番、核のごみ処理地選定についてであります。

5月20日、盛岡にて、国による高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定プロセスの方針説明会が、県市町村に向けて開催されたが、選定プロセスと科学的有望地とされたときの対応についてお伺いいたします。

7番、子育て支援の充実について、3点お尋ねいたします。

「子どもたちに誇れる笑顔日本一のまち久慈」を標榜する遠藤市政、人口減少時代にに向けた政策シフトとして、子育て環境支援策に意を注ぐ施策が高い評価を得ているものと認識いたしております。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

1点目、認定こども園の認可等の進捗状況と今後の方向性についてお尋ねいたします。

2点目、放課後児童クラブの各児童数の推移及び拡充策についてお示し願います。

3点目、子供の遊び場、内外不足しておりますが、整備方針についてお尋ねいたします。

8番目、宇部川地区ほ場整備事業について、2点お尋ねいたします。

農道、水路を含む地区面積94.1ヘクタール、地域波及整備は100ヘクタールにも及ぶ工事が大詰めを迎え、宇部の中の水田が緑の田園に拡大されております。

そこで、お尋ねいたします。

1点目は、宇部川地区ほ場整備事業区域内における農地中間管理機構との契約事務は単年度限りなのか。また、未契約の農地所有者は、今後も契約ができるのかについてお尋ねします。

次に、軟弱地盤対策の必要性及び建設資材、労働単価ほかによる工事費増額から、2点目は、増額変更後の総事業費と岩手県農業経営高度化支援事業により交付される促進費等を見込んだ、10アール当たりの農家負担の試算が幾らに見込まれておるのか、お尋ねいたします。

9番目、いわて森のトレーについてお尋ねいたします。

いわて森のトレー事件の岩手県との債務整理の基本がどのように進み、県から返還を求められていた補助金14億8,148万9,200円の返還について、どのように解決したのか。

また、第一義的責任を負うべき民間と市の整理対応などの事件一連のてんまつについて、お尋ねいたします。

10番目、使用済み核燃料再処理工場についてであります。

六ヶ所村の使用済み核燃料再利用工場は、2018年上期に稼働する予定だが、福島第一原発事故による汚染水、海洋流出問題を鑑みて、本格稼働後の三陸の海、久慈の水産業への影響をどのように考えているのか。

また、風評被害対策についてお伺いいたします。

11番、観光振興について、2点お尋ねします。

1点目、リニューアルオープンした地下水族科学館と市内全域の大型連休中の観光入り込み数、また、その数は想定どおりか否か、さらに夏季シーズンへ向けた検討課題は何か、お尋ねいたします。

2点目、県道野田長内線は、久慈市が誇る海女の国エリアである小袖地区を走ることから、路線名に愛称を付して、観光資源に付加価値を高める観光おこしとする考えがないか、お尋ねいたします。

12番は、宇部地区市営住宅についてであります。

いよいよ宇部町日向地区へ、敷地面積4,209.3平方メートル、間取り5種類、2DK、60平方メートル程度の1戸当たり、一戸建てで、16棟の工事が始まるものと期待をいたしております。

そこで、久慈市総合防災マップが示す洪水、土砂災害等の状況により、使用できない避難所、宇部公民館に建設予定地が隣接しておりますが、安全を確保するために洪水時等の雨水排水対策をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

13番、山村における学校の再生についてお尋ねいたします。

山村の自然豊かな小規模学校、例えば小国小学校の拡充策として、不登校等、事情がある児童の受け皿を検討すべきと思いますがどうか、お尋ねします。

14番、市営野球場についてお尋ねいたします。

新しい総合運動公園基本計画の策定に着手し、場所選定には、長内町南田地区に主要な施設として野球場を核としたテニスコート、陸上競技場兼サッカー場な

どの整備計画が示されました。

そこで、新野球場が建設されるまでの間、現市営野球場の使用延期を申請しているかお尋ねします。

最後の15番は、久慈の歴史についてお尋ねいたします。

久慈市の歴史、伝統が封印されてきたに等しい戦史のフロンティア、久慈城と久慈の武将については、豊臣討伐により、敗者ゆえ、これまで何も文献や遺構がないと言われ、地元は憤悶として今日に至ってまいりました。

しかし、平成28年4月25日、津軽の礎を築いた久慈の武将と題して、青森県文化財保護審議会委員長、今井二三夫氏によるご講演で、地元以外の外堀資料として、久慈の歴史が明らかとなりつつあります。久慈市の戦史と遺構が見えてまいりました。

そこで、戦国時代の久慈の武将と津軽藩のルーツや、史実ゆかりの地に係る久慈市の知られざる歴史や地元学の調査、研究について、戦史未開の歴史、おそ過ぎた地元学を新たなプロジェクト事業として、久慈の歴史と遺構を起こすべきと強く思いますが、考え方についてお尋ねいたします。

以上、政和会を代表して、登壇しての一般質問を終わります。

○議長（中平浩志君） 遠藤市長。

〔市長遠藤譲一君登壇〕

○市長（遠藤譲一君） 政和会代表、大沢俊光議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、重点施策等についてお答えをいたします。

まず、市長公約の進捗状況についてであります。これまでに副市長1人制の導入をはじめとする行政組織のスリム化を断行し、捻出した財源により中学生までの医療費助成拡大、保育料の第3子以降無料化など、子育て支援に取り組んできたところであります。

また、市長多選自粛条例の制定、防災拠点構想や久慈駅前整備事業の見直し、総合運動公園整備に係る基本構想の策定、さらには、産業振興及び雇用確保に向けた久慈広域での実践型地域雇用創造事業の採択、復旧した小袖海女センター、もぐらんぴあを核とした観光振興など、積極的な取り組みを行ってまいりました。

本年度は、放課後児童クラブの施設整備や認定こども園等の施設整備に対する助成を行うこととしており、今後におきましても、公約の実現に向け、行財政改革

による財源確保に努めるとともに、人口減少対策や地方創生といった新たな行政課題に取り組み、「子どもたちに誇れる笑顔日本一のまち久慈」の実現に努めてまいります。

次に、久慈市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、総合戦略では、安定した雇用の創出、結婚、出産、子育てへの支援、久慈市への人の流れづくり、震災からの復興と安心・安全なまちづくりの四つの政策分野に掲げる各事業を、平成31年度までの5年間に於いて推進することとしており、主な事業といたしましては、加速化交付金事業で実施するヘルスツーリズム導入によるヘルスケアビジネスの創出や、雇用対策として、企業連携による新卒者の人材確保、人材育成事業、地域コミュニティ対策として、ふるさと未来づくり事業など、人口減少と地域経済縮小の克服を図り、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指してまいります。

次に、久慈駅前整備事業についてお答えをいたします。

まず、駅前複合施設におけるPFI等の方向性についてですが、民間の技術力やノウハウを生かし、サービス向上や経費削減を図るメリットの観点から、PFI方式の導入を検討してきたところであります。

しかしながら、同方式による推進につきましては、実施方針の公表から事業契約、締結に至るまでの一連のPFI法に基づく手続に時間を要すること、一方で、平成30年度までの事業完了を見据えた場合、今年度の3月議会までに、グループ企業との事業契約を締結する必要があること、さらには、あわせて指定管理者制度を導入する場合、同時期までに、施設の設置管理条例及び指定管理者の指定に関する議決を要することなど、クリアすべき多くの課題があることから、今年度当初時点の検討において、PFI方式の導入は困難であると判断し、従来方式により整備を行うこととしたところであります。

次に、駅前整備における静と動のバランスについてですが、複合施設におきましては、市民や観光客が集う地域交流センターや観光交流センターを動の要素、図書館機能におきましては、利用者が静かに読書や学習する静の要素と、例えば高校生らが話し合いながら学習する動の要素が、それぞれ必要であると考えるところであり、これらの要素をどのように配置す

るかにつきましては、これまで実施したワークショップで出された意見や、先進的な図書館の運営事例等を参考としながら、設計を進めてまいります。

また、駅前全体としての動の要素である、にぎわいの創出につきましては、交通広場やイベント広場の整備による魅力ある空間づくりを行うとともに、久慈商工会議所や商店会等との連携による各種ソフト事業の展開により、実現に努めてまいります。

次に、駅前における記念スポット等整備の考え方についてですが、本年10月に開催される国体に向けた取り組みといたしましては、JR久慈駅への歓迎横断幕の設置等を予定しているところであり、また、平成30年度に竣工予定の新たな複合施設は、観光交流センター機能を有する施設となりますことから、観光客等からは記念スポットとしてご利用いただけるものと考えております。

なお、市内の民間団体においても、中心市街地に記念スポットとなるような施設を設置する動きもあると伺っているところであり、このような団体とも連携、協調しながら、おもてなしの充実を図ってまいります。

次に、長内地区のまちづくりについてお答えをいたします。

上長内地区をはじめとした当該地区の総合的な整備を行うため、土地区画整理事業を計画したところでありますが、地区の同意が得られず、平成26年には計画決定の廃止を行ったところであります。

今後のまちづくりにつきましては、道路や河川などを個別手法により整備を進めていくこととしており、これまでの町内会等からの要望を踏まえ、地区住民の皆様と協議を深めながら検討を進めてまいります。

なお、現在進めております事業といたしましては、新長内地区で下水道計画による雨水排水工事を、また上長内地区におきましては、普通河川の改修計画を進めているところであります。

次に、久慈工業高校の学科新設についてお答えをいたします。

岩手県教育委員会では、平成28年3月に、新たな県立高等学校再編計画を策定したところであり、久慈工業高校につきましては、久慈東高校との統合時期等について、検討されることとなっております。

久慈工業高校は、地域の産業振興を担う人材を多く輩出しており、当地域にとりましては重要な教育機関

でありますことから、望ましい学科のあり方を含め、生徒が希望する教育の場が確保されるよう、機会を捉え県に対して要望してまいります。

次に、名誉市民、タマシシ・アレン女史についてお答えをいたします。

昭和40年9月のライシャワー大使の来訪、また、その際におけるアレン先生との交流の様子につきましては、各種資料等からその様子を伺い知ることができません。

ライシャワー大使は、ご婦人とともに来訪されたところでありますが、このご婦人とアレン先生は知人関係にあった模様であり、そのご縁も関係するものと推察されるところではありますが、来訪の明確な理由につきましては、市としては把握していないところであります。

次に、市役所駐車場の利用についてお答えをいたします。

市役所本庁舎内においては、市役所に来庁される方々に不便をおかけしないよう、庁舎正面を来客用駐車場として確保し、東側、西側及び議会棟側を公用車及び職員等の駐車場として活用しているところであります。

現在、職員においては、駐車場等の環境整備のための協力金を負担しているところでありますが、議員からご提言のありました駐車場利用の徴収につきましても、他市の状況等も参考にしながら検討してまいります。

次に、いわて国体の受け入れについてお答えをいたします。

本年10月開催の希望郷いわて国体開催の機運を高めるため、各関係団体と協力しながら、さまざまなイベントを実施しているところであります。

市民マラソンにつきましては、本年11月6日に、第1回久慈あまちゃんマラソン大会を開催する予定です。

この久慈あまちゃんマラソン大会は、国体開催記念イベントとしてではなく、1,000万人とも言われる全国のマラソン愛好者を当市に呼び込むために開催するものであり、来年度以降も継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、久慈市独自のおもてなしについてであります。希望郷いわて国体は、久慈市の魅力を全国に発信

するとともに、東日本大震災復興支援の感謝を伝える絶好の機会と捉えており、地域の食材を使用したお振る舞いや市民の手づくりによる記念品の贈呈、復興支援への感謝メッセージ作成などによるおもてなしを考えております。

具体的な取り組みといたしましては、競技会場でのクルミ餅や鮭つみれ汁などの郷土料理のお振る舞いや南部赤松材に三船十段の空気投げを焼印し、こはく装飾した手づくりコースターや子供たちによる応援メッセージカード、さらには保育園児によるありがとうフラッグ、市内小中学生による手づくり応援のぼり旗、競技プログラムへの、市民によるありがとうメッセージ写真掲載などを考えております。

また、競技会場、休憩所エリアへの秋まつりの山車展示なども計画しており、久慈市の人、文化、風土を取り入れた取り組みにより、国体に参加する多くの皆様に、再び久慈市を訪れたいと思っていただけるようなおもてなしを実施してまいります。

次に、街なかや観光地、競技会場等における海拔表示や避難経路の案内標識についてであります。海拔表示は海岸付近に設置済みであります。今後、関係機関と協議し、街なかや観光地等にも設置してまいりたいと考えております。

また、避難経路表示につきましては、既に市内の津波浸水区域に避難誘導看板を247カ所設置済みであり、津波浸水区域外における避難誘導看板の設置の予定は、現在のところ考えておりません。

なお、競技会場における避難につきましては、非常時の対応マニュアルを作成するとともに、競技会前に実施する全体リハーサル等において、競技会や係員、競技役員とともに、非常時の避難方法や避難経路の確認をすることとしており、避難経路表示についてはその中で検討してまいります。

また、市内宿泊施設に対しましては、その地域の指定緊急避難場所等一覧の施設内への掲示と、避難所の案内、誘導を依頼したいと考えております。

次に、いわて国体に係る観客や観光客向けの案内等についてであります。選手や関係者をはじめ、多くの観光客の方々への受け入れ窓口とし、競技会場と久慈駅前に総合案内所の設置を予定しており、おもてなしの最前線として、久慈商工会議所、久慈市観光物産協会、久慈広域観光協議会などと連携し、取り組むこ

ととしております。

なお、観光パンフレット等につきましては、既存のパンフレットを有効活用しながら、国体に関するニーズ等に配慮し、食べ歩きなどのための「ガイドマップ久慈」の更新を予定としているところであり、総合案内所等でのマンパワーと連動させながら、効果的なおもてなしにつなげてまいります。

次に、核のごみ処分地選定についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、去る5月20日、国による原子力政策に関する自治体説明会が、岩手県及び県内市町村等担当者向けに開催されたところであり、

その中では、昨年5月に閣議決定された最終処分法に基づく基本方針の改定により、これまでの文献調査、概要調査、精密調査という法に基づくプロセスの前段に、国による科学的有望地の選定等、国が前面に立って取り組みを進める新たなプロセスが追加され、現在は科学的有望地の選定に向けた検討を進めているほか、国民理解に向けたシンポジウムなどを開催しているとの説明を受けたところであり、

また、科学的有望地の選定については、全国的なデータに基づき、大まかな適性を示すものであり、本年中の提示を目指すものであること、科学的有望地の提示と処分地選定調査の受け入れは、全く別のものであるとの説明があったところであり、市といたしましては、今後の推移を見守るとともに情報収集に努めてまいります。

次に、子育て支援の充実についてお答えをいたします。

まず、認定こども園の認可等の進捗状況と今後の方向性についてであります。本年4月から、久慈幼稚園が、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持った幼保連携型認定こども園に移行し、運営を始めております。

また、不足する教育・保育提供量を確保するため、本年2月に定員70人規模の認定こども園を設置運営する事業者を公募し、民間事業者1者を選定したところであり、次年度からの開始に向けて準備を進めているところであり、

次に、放課後児童クラブの児童数の推移及び拡充策についてであります。放課後児童クラブは、7小学校区に8施設あり、5月1日現在、その登録児童数は393名となっております。登録児童数は年々増加傾向

にあり、放課後児童クラブに対する利用ニーズは高まっているものと捉えております。

今後の拡充策といたしましては、まずは、本年度において、登録児童数の増加により特に児童の生活スペースが狭くなっている長内学童保育所について、児童がより安全・安心な環境のもとで健やかに生活できるよう、新たな施設の整備を実施してまいります。

また、本定例会議最終日に、大川目小学校区への放課後児童クラブ創設に係る設計委託料の補正予算について、追加提案させていただく予定であります。

今後におきましても、施設整備の優先度や財政状況を勘案しながら、登録児童数が増加している既存施設の整備に取り組むとともに保護者のご要望等を踏まえ、地元の皆様のご協力をいただきながら、整備充実に積極的に努めてまいります。

次に、子供の遊び場の整備方針についてであります。市内には、屋内での遊び場としては、子育て支援センター、しあわせSUN、つどいの広場、市民体育館幼児体育室、福祉の村、温水プールなどがあり、また屋外の遊び場としては、都市公園や緑地公園などがあり、子供の遊び場や親子の交流の場として、活用いただいております。

遊び場等の整備拡充には、多額の費用が見込まれることから、限られた財源の中では厳しい状況にありますが、今後、公園、公共施設等を整備していく場合に、子供たちや親子連れで活動できるような機能を盛り込むなど、安全な遊び場や交流の場を提供できるよう検討してまいります。

次に、宇部川地区ほ場整備事業についてお答えをいたします。

まず、農地中間管理機構との契約事務についてであります。今年度も引き続き岩手県農地中間管理機構において、農地中間管理事業を行うこととしており、宇部川地区ほ場整備事業区域内における未契約の農地所有者につきましても、希望する場合は契約できるものであります。

次に、変更後の総事業費についてであります。県北広域振興局によりますと、現在、宇部川地区土地改良事業計画の変更手続を進めているところであり、現計画の総事業費15億8,000万円から、変更後は23億8,280万円となる見込みであること。また、この変更に伴い、10アール当たりの農家負担額は、約3万

3,000円から約4万3,000円となる見込みであると同っております。

また、岩手県農業経営高度化支援事業で策定した促進計画どおり、担い手に農地集積がされた場合は、農家負担を軽減する促進費が交付されることとなっております。最大の割合で交付された場合の農家負担額は、10アール当たり約9,000円まで軽減される見込みであると同っているところであります。

次に、いわて森のトレーについてお答えをいたします。

いわて森のトレー生産協同組合は、計画していた製品の数量と品質を確保できず、平成14年8月に操業を中断して以来、一度も操業を再開することなく、国への補助金返還、請負業者を相手方とする訴訟での敗訴、競売による組合財産の売却等に至り、実質的に破綻状態にあることが明らかになったところであります。

市では、これまで継続的に岩手県との協議を重ねてきたところでありますが、昨年7月、操業中断から相当期間が経過していること、時効までの期間が1年を切っていること、破綻状態にある同組合からの今後の返済が見込めないことなどを総合的に判断し、盛岡地方裁判所に対して、破産手続開始申し立ての法的措置に踏み切ったところであります。

盛岡地方裁判所におきましては、2回目の債権者集会となる昨年12月17日に、破産手続廃止の決定があり、本年1月20日をもって法的に確定したところであります。

これを受けて、市は、翌1月21日に、岩手県に対して補助金返還免除申請を行い、県ではさきの2月定例議会に債権放棄の議案を提出、これが3月24日の最終本会議において可決され、翌3月25日に、県から本市に対して補助金返還等免除の通知があったところであります。

今回の森のトレー事案において、第一義的に責任を負うべきは、ご指摘のとおり事業主体である組合であるものと考えておりますが、その組合は、市が手続した法的措置により消滅となったところでありますので、これに対する市民の皆様及び議員各位の特段のご理解をいただきたいと考えております。

今後は、二度とこのような事案が発生しないよう、事業構想段階からの精査など、より一層のチェック機能の強化を図ってまいります。

次に、使用済み核燃料再処理工場についてお答えをいたします。

ご質問のありました同工場は、現在、本稼働に向けたアクティブ試験中と認識しております。

ご指摘の海域については、環境省による海洋環境モニタリングが実施されているほか、岩手県が実施している県産農林水産物に係る放射性物質検査も行われており、いずれも基準値を下回っていることから、現時点において当市水揚げ魚種への影響はないものと考えております。

市といたしましては、今後におきましても、放射性物質検査結果の動向を注視するとともに、県及び関係機関と連携しながら、正確な情報の把握や発信に努め、風評被害を防止してまいります。

次に、観光振興についてお答えをいたします。

まず、本年4月29日から5月8日までの10日間の大型連休期間中における市内主要観光8施設の入込人数についてであります。昨年度12日間の入込人数の1.03倍である10万1,529人となりました。

このうち、リニューアルオープンした久慈地下水族科学館もぐらんぴあの入込人数は、昨年度のまちなか水族館の4.3倍となる2万8,291人で、おおむね想定どおりとなりましたが、一方、小袖海女センターは、県道野田長内線の通行どめの影響などにより、昨年度比56%減の6,688人となったところであります。

また、今後の夏季シーズンに向けましては、もぐらんぴあ開館効果を最大限に活用し、もぐらんぴあ夏まつりを開催するほか、侍浜岩盤海水プールや舟渡海水浴場開き、久慈みなど・さかなまつり、あまちゃんサミット、北限の海女フェスティバル、白樺の里夏まつりin平庭高原、ガタゴンまつり、闘牛大会しらかば場所など、各種イベントや周辺観光施設周遊観光バス等の情報発信に、市ホームページやSNSを活用して取り組むとともに、地域おこし協力隊員による北限の海女デビューなどの話題提供にも積極的に取り組んでまいります。

次に、県道野田長内線の愛称についてであります。NHK連続テレビ小説「あまちゃん」放送以降、小袖地区への観光客は大幅に増加したところであり、当市の観光キャッチフレーズ「白樺ゆれる琥珀の大地、海女の国」の発信に、大いに寄与しているところであります。

この小袖地区へのルートとなる県道野田長内線の沿線は、つりがね洞や兜岩など、当市を代表する景観地となっており、あまの国へ至るルートに愛称を付すことについては、地域イメージの向上にも資するものと考えられますことから、今後検討してまいります。

最後に、宇部地区市営住宅の雨水排水対策についてお答えをいたします。

当該市営住宅建設予定地は、さきの造成工事に係る住民説明会においても、雨水処理の改善についてご意見をいただいたところであり、これまでの隣地開発や鉄道の盛土工事により周辺の地形が変化し、雨水の流れが部分的に集中する傾向にあるものと捉えております。

造成工事の計画につきましては、敷地内の雨水排水処理はもとより、敷地外から流入する雨水につきましても、市営住宅の安全が確保されるよう配慮してまいります。

以上で、政和会代表、大沢俊光議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（中平浩志君） 加藤教育長。

〔教育長加藤春男君登壇〕

○教育長（加藤春男君） 政和会代表、大沢俊光議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、山村にある学校の再生についてであります。小規模校のあり方については、今年度から当市の小中学校の適正配置に関する検討を行うこととしており、各学校、保護者、地域住民の意見を聞きながら検討してまいります。

なお、久慈市内において不登校等の事情のある児童生徒については、就学指定校以外の学校を希望する学区外就学の申請があった場合、許可の対象としておりますので、保護者の希望があれば、小規模校への転校についても柔軟に対応しているところであります。

次に、市営野球場についてお答えをいたします。

現市営野球場の使用延期の申請につきましては、本年4月に、中居副市長ほか建設部、教育委員会で、また、先月には、遠藤市長が、国土交通省東北地方整備局へ下水道処理施設用地の目的外使用延長の協議のため、赴いたところでありました。

協議の結果、当面は下水道事業への支障とならないと見込まれることから、下水道処理施設用地の目的外使用の延長許可をいただける方向で事務を進めること

を確認したところであり、早々に申請する予定であります。

最後に、久慈の歴史についてお答えをいたします。

戦国時代に津軽で活躍した武将である大浦光信、津軽為信は、これまでの調査研究により、久慈の出自であることがほぼ定説となっており、民間団体において久慈市民を代表とし、久慈と津軽の歴史にかかわる地元学講演会等が行われているところであります。

久慈市といたしましても、市内の歴史研究を行っている団体と連携しながら、地域の歴史についての調査及び市民に周知を図るための講演会等の事業の展開について、研究してまいりたいと考えております。

以上で、政和会代表、大沢俊光議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（中平浩志君） この際、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

午後0時21分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（中平浩志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政和会代表、大沢俊光君の一般質問を継続します。

再質問、関連質問を許します。23番大沢俊光君。

○23番（大沢俊光君） 午前中でちょっと中断がありましたので、仕切り直しの部分がありますけれども、何か再質問をさせていただきます。

まず、通告の部分で1番の（3）で通告してまず久慈駅前の整備事業について、①のところでご答弁をいただきましたが、今まではちょっと考え方が、方針が新たに示されたと。それは民間資金を活用するPFIの選択肢ではないというふうな考え方をお示しいただきましたが、それは、そうしますと工法の部分は即つなげたような受け取り方をできますが、運営のほうは、そうすると地元なりあるいはこれから受け皿組織を養成するなりあるいは市直営などなど想定されるわけですが、その辺までどのような、つまり検討といふかな、協議がされてるのか、おわかりになりましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 駅前の複合施設整備にかかわりましての整備手法については、市長からご



答弁申し上げたとおりでございます、今議員からもお話がございました。

それで、今後、施設ができて上がった暁の運営ということでございます。これにつきましても、指定管理者制度を視野にというところで検討しておりますが、その指定管理者となり得る部分が、やはりノウハウが重要だというふうに考えておりますので、これから組織を育成していく、あるいは既存といいますか、これまで実績のある事業者等を含めてという、その辺も公募という形になりますので、どういった形で条件を設定して公募していくかという点につきましては、これからとなります。いずれ、よりよい施設運営ができるように可能な限り設計段階からそういった部分を盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 23番大沢俊光君。

○23番（大沢俊光君） わかりました。ありがとうございます。

これはちょっと話し過ぎになってはまずいんですが、そういう方向なり考え方があるのであれば、いい意味での市民を巻き込んで、自分たちのまちづくりなりあるいは生涯学習なりを考えるようなことを方向を持ったほうが、私個人的には思うところでございます。これは答弁は求めません。

で、③のところ、この駅前の記念イベントのところ、いろいろ考えているということですが、市長さんの掲げた久慈市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これのところのキャッチタイトルの中に下のほうに、あまちゃんのまちづくり戦略というのがうたわれておるわけでございます。この辺あたりを私どもも今までは小袖の中であまちゃんなり、北限の海女なりをセッティングして活動したところでございますが、市での考え方等々があれば、民と行との組み合わせの中で私どもがお手伝いできることがあれば考えていきたいなという思いでございます。これは思いを伝えておきたいと思えます。

次に、ほ場整備事業のところ、おかげさまで、通告の中でも話いたしました、復興事業との兼ね合いの中で事業費がかなり膨らんだわけですが、受益農家あるいは市民も大変仕上がりがあるんだろうかと、負担がどうなるんだろうかという心配をいただく中で、きょうの答弁では集積等の措置を受け

ば最大限9,000円台で済むというふうなことを聞いて、まことにかかわる者となれば安堵したところでございます。

さらに、私どもとすれば整備しなきゃならない部分も残ってますし、農業用水あるいはそのエリアに入っていない所と整合性を持たせる中での、この事業の進め方については一つ今後ともご指導をいただきたいところでございます。

また、中間管理機構との言葉の中では区分けはしましたが、これからの契約の分についてはわかりませんが、実は昨年完成した分の方々で契約をしたと。しかし、自分で何アールか、耕作するかなというふうなことで残した部分があるわけですが、そういう方々も一部残して、あるいは一部自分で栽培を始めだっただけでも、単年度契約ではないというふうな考え方から立つと、そういう方々も見直しをして契約をし直すことができるかどうかについてもちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 宇部地区のほ場整備にかかわりまして農地中間管理事業、こちらのほうを昨年ある程度の集積という形で契約等を締結できたわけですが、それぞれの事情がある中で契約できなかった方、あるいは所有している農地の一部しか契約していないというふうなこともあるという中で、今年度その辺をさらに進めていけるかとお尋ねでございますが、これは意向に沿った形ということですし、まず先ほどの促進費もかかわるわけですが、できる限り集積を高めていくということによって促進費が満額得られるという環境が整ってまいりますので、いずれ現在契約できていない方々についても理解をいただきながら集積を高めてまいりたいと、契約を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 23番大沢俊光君。

○23番（大沢俊光君） ひとつ指導をいただきながら、よろしく願い申し上げたいと思えます。

次に、9番のいわて森のトレーのところ、通告のところと登壇しての話の中で全体像はわかりました。私どもがこれから提案された部分について処理することを審議して可否を決定しなければなりません、決算書の流れで申しますと、県のほうは14億

8,148万9,200円ですが、決算の収入未済額の市のほうでは15億3,478万5,200円という計上だったと記憶しております。この県に返すのが免除された債務残高と、決算書に久慈市で載ってるこの金額の差の部分、市民にわかるように説明していただきたいことと、これは補助金にかかわる金額ですが、この事業そのものの事業全体像の額などがわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） いわて森のトレーにかかわりましての債務免除とございますが、の部分なんです。市が県に対して免除申請を行った部分は、市長からご答弁申し上げたあるいは通告にもあった14億8,148万9,200円という額でございます。で、久慈市がこれまで決算書の中で収入未済として計上してきた額15億何がし、この差額でございますが、これは県を通じて一部国に補助金返還をしている額でございます。ちょっと今手元に数字がございませんが、5,000万何がしだったというふうに考えておりますが、それについては県のほうには市からは返還されているということで、その残る額が先ほど申し上げた14億8,000万何がしということでございます。

で、市のその部分でございますが、昨年、先ほど市長答弁の中で申し上げました盛岡地方裁判所の最終決定、そして法的確定となった時点で不納欠損処理を市の内部で行っております。不納欠損処理を行った上で、県に対して、市ではそういう処理といたしましたので何とかこの市の債務を免除いただきたいというふうなことで申請をいたしまして、それを県の2月定例会で議案として提出し、そして県議会のほうで、3月24日の最終本会議において可決したと。まずこの案件につきましては議会の手続等についても完了したものでございまして、今後市議会のほうで何かさらに判断していくという部分にはならない。決算書上、不納欠損処理したというものは出てきて、決算審査の部分ではご議論いただく部分もあるかとは思いますが、その議決というふうな部分につきましては既に完了した案件となりますので、よろしく願います。

○議長（中平浩志君） 23番大沢俊光君。

○23番（大沢俊光君） そこら辺が、法的なのか制度的なのかちょっと、私自身は、部分的、理解できない

部分が。まあ決算書としては恐らく損金として載ってくる。それをやっぱり私らが審議することになると思うんですね。それは関係ないという言い方は、私らがこれから勉強しなければなりません、それは聞きおきとめておきたいと思います。

時間がないので、次に、11番の②のところでございます。これも先ほどのあまちゃんのまちづくりの戦略の部分にかかってくるんですが、ご答弁の中で愛称と申しますか、路線名を考えたいと、こういうことですが、それぞれどういうふうな形をとられるのか、公募されるのかわかりませんが、私ども海女の国のエリアにいる者とするれば、あまちゃんロードでもいいし海女街道でもいいですが、そんなことなどを参考にしながら、終点・起点をきちっと決めて、私ども先進地視察をするわけですが、必ずその町にはそういった街道というものが、奥、歴史が深い中身の道としてこう伝えられております。この辺についてもひとつ、もし現時点で考えているようなことがあるのであればお知らせいただきたいと思います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 県道野田長内線の愛称の件でございます。まさに風光明媚な海岸線を通っているということで、そして今新たに注目を浴びている小袖地区に至るルートということで、もちろん野田側から入るルートもあるわけですが、そういった中で愛称につきましては検討してまいりたいというふうに考えておりますし、その検討の手法といたしますとやはり公募という中で、ある程度多様な提案の中から選定していくということが適当であろうというふうに考えております。いずれ今年度着手してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中平浩志君） 23番大沢俊光君。

○23番（大沢俊光君） そうすれば若干時間がかかるのかなと思っておりますが、できたら県道ですので、県との協議が成立することが最大の要件だと思うので、間に合うのであれば、国体などに間に合えばさらに観光資源の付加価値が増すのかなという、これは要望でございます。

で、次、15番、歴史のところでございますが、いよいよ行政のほうから久慈とのかがわりが深いということが認知されたというふうな意味の答弁だというふうに理解いたしました。今まで諸説、まあ小説が

たくさん出ているわけですが、私どもは書物にあるものは全てそんなんだという認識を持ったんですが、ある意味では学芸有資格者の話で言うと、そういう方々が地元で書類として整備するもののほうが裏づけがある、きちっとした過去の歴史の積み上げだというふうなことを伺ったことがあります。どうかひとつ取り組んだり調査したり研究したいということでございますが、この答弁の中で大浦為信でしたか、久慈とのつながりの答弁の中にありましたけれども、この辺を具体的に、民と官との組織の中できちっと行政の役所の書類になるような進め方も大事ではないかと。小説とは一線を画するような事実を書類整備すべきだと思うんですが、考え方をお尋ねいたします。

○議長（中平浩志君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 先ほど、大浦光信、津軽為信ということでお話ししましたが、特に為信等につきましては、いろいろ小説にも書かれてるということでですね、歴史上の人物につきましては、それぞれの作家がそれぞれの解釈でおもしろく小説等を書くことは、あるいは書かれるということは、本市でもあるいは戦国の武将にとっても私は非常にいいことじゃないかと思っております。豊臣秀吉や徳川家康もさまざまに解釈されて、我々がいろんな印象を持って戦国武将を見ていくわけでございます。

ただ、史実はどうなのかということでございますが、歴史上の事実というのは実際はなかなか難しいものだというふうに思います。それが国が出した文書であれ、県が出した文書であれ、市が出した文書であれ、確実に正しいと言うのは困難だろうと思っておりますが、ただ、その中で最も信頼性がある物は何だろうかということ、やはり長々研究されてきた研究者とか学者等が研究してくれれば一番いいわけですが、そういう方々の説を取り入れながら、より教育委員会として冊子にまとめるということは、いろいろな小説を書く方のためにも役立っていくでしょうし、市民のためにもなっていくだろうというふうに思いますので、どういう形で進めていけるかということについては研究してまいりたいというふうに思います。

なお、今後、歴史民俗資料館等を、常設にできればと思って検討しておりますので、そういうところの施設等ともあわせて冊子等を出せばいいなというふうには思っておりますが、今後の研究課題とさせていた

だきたいと思っております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 4番黒沼繁樹君。

○4番（黒沼繁樹君） 大沢議員に関連して質問させていただきます。

最初に、6番の核の処分についてお尋ねしますけれども、まず、核埋めるときにキャニスターで運ばれてくると思うんですが、そのキャニスターというのはほんだけおっかない物なのかというのを教えていただければありがたいなと思っております。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） キャニスター、キャスクとも申すそうでございますが、使用済みの核燃料の輸送容器のことなようでございますが、輸送中の事故で放射能が漏れるという事態になればこれはもう大変なことでございますので、環境の汚れないような、そういうふうな対策を講ずるということで、これはIAEA・国際原子力機関の基準で細かく定められているようでございます。圧縮試験とか貫通試験とか落下試験とかさまざまあるようでございますが、そういうふうな基準があつて、その輸送容器の安全性を担保するような方策は講じられているようでございます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 4番黒沼繁樹君。

○4番（黒沼繁樹君） キャニスターのそばに人間がいたらどうなるんでしょう。何分間で死亡するとか、そういう多分おっかない物だと思うんですけども、その辺は何かご存じでしょうか。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 人間の致死量でございますが、6から7シーベルトで1回当たりの被曝ですが、そういうふうな6から7シーベルトで人間が死ぬというふうな状況になるというふうに聞いておりますが、直接キャニスターの前に触れると20秒ぐらいで致死量に至るというふうな話は聞いておりますが、そこはもう放射線が漏れないようなそういうふうな工作は輸送容器については方策は講じるというふうなことは聞いております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 4番黒沼繁樹君。

○4番（黒沼繁樹君） そのように非常におっかないキャニスターと申しますか、それをどこかわからない

んだけども、地下320メートルに埋めたい、運びたいというのがこの最終処分場の計画なんですけども、具体的にいつまでに候補地を決めなきゃならない。決まったらどのぐらい建設期間がかかって、どんなぐらいの期間そこへその容器を埋めていくのか。それで、あとその後何万年あるいはどういうレベルか別にしまして、それを管理していかなきゃならないか、その辺のところをスケジュールを教えてください。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） いつまでに決めなければならないというふうなことは伺っておりません。ただし、国では今年度中に適正であるというふうな候補地は示すというふうなことは伺っております。

また、建設期間でございますが、外国の例でございますと5年間ぐらいはかかるんだらうというふうには聞いております。

それから、高レベルの放射性物質は熱があるわけでございます。それを冷ますために30年から50年貯蔵をして、そして地下300メートル以下に埋設処分をするということでございますが、その期間というのは処分ということでございますので、期間ということではなくて、もうそのまま永久的に処分をするというふうな格好になるものだらうというふうには認識はしております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 4番黒沼繁樹君。

○4番（黒沼繁樹君） 例えば、フィンランドのオンカロというところが今建設してるんですけども、2020年に工事自体が終わりまして、100年かけて廃棄物を埋めまして、それでそこにはプルトニウムも入ってるんですけど、それが自然界の線量になるまでに10万年かかると言われているんです。そうすると、10万年といいますと、我々人間がホモサピエンスになったときが10万年前なんです。その間そこに埋めた高レベル放射廃棄物を、掘り起こされても困るし、地殻変動があっても困るしというものなんです。で、久慈がってことはないんですが、仮に日本中のどこかの地域にそういう物が埋められるとテロ対策もしなきゃなんないし、商業用に埋め出されても掘り出されても困りますので、監視社会になってしまう。それと、今万歩計で歩いている人はみんな線量計をつけて歩かなきゃならなくなってしまう。そういうことが考えられますので、ぜひと

も今のままの生活ができるような久慈市にしておいていただきたいなというお願いでございます。

続きまして、10番目なんですけども、六ヶ所村の再処理工場なんですけども、先ほど市長さんは、アクティブ試験が続いてて、それを環境省とかモニタリングしたら危険な線量が出てこないと言うんですが、今現在はアクティブ試験やってないですよ、確認させてください。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 六ヶ所村の核燃料再処理工場につきましては、アクティブ試験の前段階のところではいろいろトラブって、まだそういった段階には至ってないというふうに理解しております。

○議長（中平浩志君） 4番黒沼繁樹君。

○4番（黒沼繁樹君） ですから、放射線量は出てこないわけなんです、今現在。

それで、いろんな試験を重ねて、2年後に六ヶ所村の本格稼働という計画で予定で政府は進めてるんですけども、そのときに政府が今許可してる海洋放出量とか、あるいはどういう核種のものが流れてくるかということを知りましたら教えてください。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） これ、六ヶ所村の再処理工場ということで、再処理とはなっておりますが、要は使用済み核燃料を保管しながら、一定処理をしながら、そこに出てくる放射線等もあるという中で、それを濃縮してというふうな処理形態だと思っておりますが、ちょっと具体的には専門外でわかりかねるところです。

それが海中にどの程度の濃度で排出されるかという点につきましては、これまで砂川議員さんとか城内議員さんとかからもいろいろと情報提供等、この場でされておるところでございますけれども、現実とすればまだそういった状況には至っておらないわけですし、先ほどのもう一方のほうの質問項目にもあったような同様の、やはり相当に年数をかけて処理していくということは共通だと思っておりますし、仮にそれが海洋に流れ出して、それが水生生物といいますか魚介類に直接的な影響、そして、さらにはそれが食物連鎖的に人体に影響してくるという事態の部分につきましては、相当に学術的な部分になりますので、しっかりと専門機関において調査研究、そして情報提供をいただきました

いというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 4番黒沼繁樹君。

○4番（黒沼繁樹君） 最初に再処理工場が計画されて、青森県で協定を結んだり、それから公表されている情報ですと、約20年前なんですけど、今、福島原発のほうで地域の漁協と取り交わされてる、例えばトリチウムだったら1,500ベクレル、リッターあたり、それが福島のほうなんです。青森県と再処理工場が提携している量、放出しているという量は、やはり同じレベルといいますか、量でリッター当たり1京8,000兆ベクレルが流してもいいということになってる。で、ほかのクリプトンとか炭素14とかというものも当初の計画ですと技術がないと、取り出す技術がないんで海洋放出という取り決めになってるんですね。それが工場を建設するときの条件になってる。

ところが、今は福島においては、何と言いましたっけ、ALPSという機械がありまして、トリチウム以外のものは抽出できるんですね。それは福島ではやってるんですけども、六ヶ所では同じレベルでやってくれるかということになると、ちょっと私が聞いている範囲ではそういう方向には行ってない。まあお金がかかるからなんですけども。どうもその辺が、例えば当初の計画のまま流されたら、例えば先ほど部長さんがおっしゃったみたいに食物連鎖とかいろいろ考えたときに、国の水産業はどうなるんだろう。あまちゃんは海にもぐっていいんだろうかということを考えていかなきゃならなくなってしまうんですけども、ぜひとも、最低限、福島原発レベルまでのそういう核種の抽出工事といいますか、設置のほうやっていただけるようにしていかないと、もう現実に福島は1,500ベクレルというのが社会に回ってしまって、その11万倍が流れるということになると大変な風評被害ということになると思うんです。その辺ちょっとお考えあったら、何か感じるところがあったらお話してください。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 今、数字のご披瀝があったわけですが、ただ、福島につきましては一定の中で処理ができる可能な範囲ということで恐らく数値設定されたもので、六ヶ所につきましては、今ありましたとおり、分離できるものとできないもの、そのこの区別すらがまだできていない段階だと思っております。

て、そういう状態で海洋投棄されるというふうなことは、これはあつてはいけないことだし、絶対に阻止しなければならないことだと思っております。

いずれ、なかなか専門的な部分が多くて理解できないわけですが、それにいたしましても放射線のもととなるいろいろな半減期とか、ものによって違いますので、それがどのような形で、単に数字だけじゃなくて残留という部分でどのような影響等が出てくるかということにつきましては、しっかりと国等の機関において情報を出していただきたい。その中でやはり、そもそも原発というものを我々人類が使っていけるものなのかどうなのかというあたりの議論も当然にされてくるだろうというふうに思っておりますので、いずれ先ほどの質問項目にあわせて、まさに食にかかわる直接の部分、我々が携わっている直接の部分ですので、万に一つも、そういった海にならないようにしっかりと対応を求めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 4番黒沼繁樹君。

○4番（黒沼繁樹君） 先ほどの数値の量が、40年間再処理工場からは流れてくるんですけども、それが2年後から稼働したいという計画になってます。

それで、実は、平成18年の3月にグランドホテルで日本原燃で地元説明会をやったんです。で、それから今回の福島原発を踏まえて、じゃあどういうふうに再処理工場が安全になるかということをご存知のつもりなんですけども、何とか日本原燃にかけ合せて、そういう説明会をことし中とか来年早々とかにやっていただけるようにご尽力をお願いしたいと思います。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 説明会を近々開催するように日本原燃あるいは政府等に働きかけるべきということでございます。我々としても、情報といいますか、知識が足りない部分がありますので、その辺をしっかりと勉強しながら、今議員おっしゃったような趣旨の部分に沿うように進めてまいりたいというふうに思っておりますし、あとは再処理ということからすれば、これは単に使用済みのものをただ放出するというのではなくて、さらには再処理ということですから、再利用していくという考え方があった中で技術が追いついてないと。結果、試験についても冒頭お話がありましたとおり、まだまともにできてないという状

況にあるわけですので、これについては説明会というよりは何でしょうか、もっともっと広い意味での国民全体が情報共有できるようなそういった、まずは情報提供をお願いしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 4番黒沼繁樹君。

○4番（黒沼繁樹君） ぜひよろしくお願ひいたします。非常に心配でして、ひとつよろしくお願ひいたします。

11番について少し教えてください。さわやかトイレは、その後、今後、どういうふうに対処するのかということと、それから近隣に砂浜が何カ所があるんですけども、そういう砂浜を利用して、集客力をアップするとか、そういうことを考えてらっしゃるか教えていただきたいと思ひます。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） さわやかトイレということで、もぐらんぴあのということかと思ひますが、これにつきましては、現在トイレとしては使用できない状況になっておりまして、今、山形総合支所といひますが、山形分署のほうで、ある程度倉庫機能として使えないかというあたりで、外観はちょっとあのままなわけですけども、中を活用できる方法について今検討しておりますのでございます。

それから、もう1点、砂浜を活用した観光PR等ということでございますが、最近はこの砂浜というものがどんどん日本全国でも狭まってきているという中で、久慈にはそういった船渡の海水浴場は岩場的な部分と砂浜的な部分とあるわけですけども、なかなか、市の海岸沿いには砂浜は豊富ではないというふうに考えておりますので、現状のところではその砂浜を売り出すような考え方というものについては持っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 時間ございませんけど、どういたしますか。4番黒沼繁樹君。

○4番（黒沼繁樹君） 湊前浜のことを話したかったんです、砂浜というのは、よろしく検討のほうをお願いいたします。

○議長（中平浩志君） 14番砂川利男君。

○14番（砂川利男君） 政和会代表大沢議員の質問に関連して、何点かお伺ひをいたします。

4番目の駐車場利用についてお尋ねをいたします。

政和会では、平成24年12月の定例会において、この問題について若干質問をさせていただいた経緯がございます。その中で新たに現市長さんが新しく取り組んでいかれるお話も先ほど答弁をいただきました。本来的には現市長さんのもとでのことじゃないから聞くにしても答えていただくにも気の毒だなという部分もございますが、簡単にお尋ねをしたいと思ひます。

まず、駐車場を利用する台数はどれくらいあるかという部分と、どこが管理をしているかという部分についてお尋ねをします。

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 駐車場を利用する台数ということですが、これは職員がということによろしいでしょうか。

ただいま市役所本庁舎に勤務している職員数が、これは5月現在ですけれども、正職員、臨時職員合わせて379名おります。そのうち駐車場の台数といたしますと、市役所敷地内については全部で421台の駐車スペースがございます。その中で正面とか東側、西側、裏側とか分けてるわけなんですけど、正面の駐車場についてはお客様を優先するというところで約100台、そのほかは公用車、それから職員等が利用しているというふうな状況になっております。以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 失礼いたしました。管理については、財政課のほうで管理をしております。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 14番砂川利男君。

○14番（砂川利男君） ということは、この駐車場については、直営だという理解でよろしいですか。

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） はい。直営という形になっております。

○議長（中平浩志君） 14番砂川利男君。

○14番（砂川利男君） わかりました。よろしく頑張ってください。

次に、9番、いわて森のトレーについてお伺ひいたします。

これは、私は山形村の人間なために、あんまり関心を直接持つ立場にもないから、それなりに聞き流す程

度で来たんですけども、合併になった今日に至っては市民に対する説明責任の義務を果たさなければならぬ、そういう意味でわかった、わからないような時を過ごしたことにじくじたる思いをしておるわけなんですけども、そういった中で私なりに頑張って勉強してまいりました。その中でずれてる部分についてはご指摘をいただきたいと思います。

その中で、総事業費といたしましては26億9,121万2,600円、それで会計検査院からの返還命令は12億7,910万4,000円、不当と認める事業として26億9,121万2,600円、不当と認める国庫補助金12億7,910万4,000円、こういうように私の勉強ではなってるんですけども、そもそもこの事業費が26億9,000万、不当と認める事業費、これも同じなんです。ですから、事業そのものが初めからもう認められない、不当なんだよと、こういうところからスタートして始まったと言わざるを得ないんです、この補助金返還にかかわる分につきましては、ですから、昔の言葉をかりて乱暴な言い方を許していただくならば、久慈市は何の責任もないのに、庇を貸して母屋を取られるに等しい状況になったと私は理解せざるを得ないんです。それはどういうことかと申し上げますと、26億の事業をやるのに、当初の手持ち資金というのは1,000万円ぐらいしかないことになってます。こんなんでは、はなからもう世の中が認めるわけがない。それを強引に国と県が進めたように、県議会の議論なんかを見ようとなってるんです。にもかかわらず、久慈市は、最終的には、責任を負わされたに等しい状況が生じてきた。それは、補助金返還に伴う形の請求を再三に久慈市は受けてきた金額は14億8,000何がしを請求されてきた。何の責任もないのに、14億円にものぼる金を要求し続けられてきた。それが、たまたま現市長さんのもとで頑張っていたら、それは、まあいいですよということになったようなんですけども、この件に関しては大変ありがたい結果が生まれたもんだなというふうに感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、問題は何の責任もないところが国と県によって強引に進められた事業の尻ぬぐいを久慈市民がさせられたに等しい状況が起きたということが大問題です。こここのところは、やっぱり今後の事務事業を行っていく上においても、きっちりとした姿勢で挑んでいかなければならないんじゃないかなというふうに

思いますので、ご所見を賜りたいです。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） 市に全然責任がない中で最終的に市に責任を負わせたのではないかとということでございますが、そういうことではないと考えております。要するに、県との協議の中で久慈市が最大限の努力をすれば、返還金については免除するよということでもって今まで進めてきたわけなんです。要するに、そこには、やはり市にとって瑕疵があったものというように捉えております。

そうした中で、新しい体制になって、そして、法的手続をして、それが県からは、市が最大限の努力をしたんだということで認めていただいて、県議会においても、それを認めていただいたということでございますので、その点については、やはり、国もありますし、県も責任がありますし、市も責任があるものだというように捉えているところでございます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 14番砂川利男君。

○14番（砂川利男君） 本来的にいけば、もっと反論したいところなんですけども、結果的な方向としては、よりよき方法に向かっている途上でございますので、これ以上お話しするのは、この場になじまないように理解してやめときます。

次に、13番、山村にある学校の再生についてをお尋ねをいたします。

これは、たまたま私の地元でもあるから、言うに言いづらい、我田引水になり得るんだけど、決してそうではないんだということをご理解をいただかなければならないので、必死になって勉強してきました。

それはどういうことかと申し上げますと、国は、地方から人材と資源と中央集権化構想のもとに吸い上げ過ぎて、無尽蔵に若者の供給基地が地方にあると思っていたのが、今、破綻して、地方を何とか再生させていかなければならない。地方を再生しないと、中央がのうのうとしていられない事態が生じてきた。それで、初めて、総理大臣の口から地方創生、あるいは一億総活躍社会などということが、ふんだんに言われるようになってきたことは、喜んでいいか悲しんでいいかわからんとこだけども、そういう状況。

そういった中で、この小規模校というものは、効率化優先政策によって次々とこの学校も閉鎖を余儀な

くされてきた。しかし、それに伴って、傷みを感じて、不便を感じて大変な思いをしている人はなかなか表にクローズアップされることなく、戦後70年の今日を迎えていたと、私はこういう理解をしている。しかしながら、それを改善していく力というものはお金にあるのでない、中央にあるので。自然にあるということが、私が今回勉強してわかりましたので、それを少し長くなりますが、朗読してご理解をいただきたい。

人間が自然の中で過ごしていると、自然には、人間を癒す力があるのだと訴えながら、世界初の国立公園の創設を目指した。公園などの緑地に近い住民ほど、精神的な悩みが少ないことを突きとめた。健康と関係がある収入や学歴、雇用状況を調整した後でも結果は同じだ。そして、2009年には、緑地から1キロ以内に住む人々の間で、鬱病、神経症、心臓病、糖尿病、喘息、偏頭痛といった15種類の病気の罹患率が低いことが、オランダの研究者たちによって明らかにされた。居住地が緑地に近いほど死亡率は下がり、血中のストレスホルモン量も少なくなるとの研究結果もある。人間は自然の近くにいると心地よく感じるのか、イギリスのグラスゴー大学の疫学者リチャード・ミッシェルは、当初、公園での運動が健康の鍵だろうと考えた。調査を行ったところ、公園などの緑地の近くに住む人々は、実際に緑地を利用するかどうかにかかわらず、死亡率や病気の罹患率が低いという結果が出たほか、研究結果とあわせて考えると、実際に散歩しなくても、緑地には健康を回復させる効果があると言えるミッシェルは言っている。自然にストレスを軽減する働きがあるのではないかと、研究者たちは考えている。窓から殺風景な町並みしか見られない人に比べて、木々や草を眺められる人のほうが病院では回復が早く、学校では成績がよく、犯罪の多発地区では、暴力行為が減る傾向にある。

この最後の学校では成績がよくなる、これを言いたいために余分な時間を使ったんですけども、この小規模校の市内を取り巻いている環境というのは、まさしく今私が読み上げた環境を持っているんです。ですから、こういったところを、この小規模校を活用していく方策の一つとして、問題のある児童のみならず、希望されるところを、そういった形で地域を活性化していくための応援隊に教育委員会になるんだということを、ぜひ教育長がここで証明していただきたい。

○議長（中平浩志君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） いろいろ勉強させていただきました。自然には人間を癒す力があるということ、あるいは学校では成績がよくなるというふうなことでございますが、確かに、自然は人間を癒す力があるというのは実感できるところでございます。

ご質問の不登校等の事情のある生徒を小規模校へということでございますが、不登校等ということであれば、いわゆる学校不適應とか、もしくは障害のある生徒とか、そういうふうなことを想定しておられるんじゃないかなというふうに推測いたしますけれども、学校で第一に考えなきゃならないのは、やはり、今学んでいる生徒、子供たちにとってどうかということだろうというふうに思います。

そして、そういう不適應生徒を迎えるためには、いわゆる学校としての施設設備、何よりも職員体制を充実させなきゃならないだろうというふうに思います。さらに、受け入れるための里親的な家庭とか、あるいは寮であったり宿舎であったり住宅であったり、そういうものをしっかりと整えて迎えなきゃならないだろうと、そういう非常に、きょう午前中にも山村留学の話もありましたけれども、非常に大きなプロジェクトになっていくのだろうというふうに思うところでございます。

そういう意味では、本当に小規模校の子供たちのこと、あるいは地域のことを考えた場合に、どういう形がいいのかというのは、やはり、我々、これから、最初の答弁でもお話ししましたが、地域の方々と相談しながら学校のあり方を検討していく必要があるだろうというふうに思っております。その不登校等のことも含めまして、いろいろな観点からご意見をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 14番砂川利男君。

○14番（砂川利男君） ただいま前向きに取り組んでやっていきますというような証言はいただきませんが、私の理解はそのようにしておきます。

次、15番の久慈の歴史についてお伺いをいたします。

政和会の代表がるる詳しく質問をいたしましたので、あまり詳しくそれ以上私も触れないんですけども、久慈市は、八戸から仙台までの高規格道路が開通がいずれなるでしょう。それがなることによって、大きく



人の流れも、物の流れも考え方も変わらざるを得ない状況に直面していると思う。そのとき、久慈市に寄ってもらうためには何が必要かということ、寄らなければならない状況をどうやってつくるかということだというふうには私に思うんです。

それを寄らなければならない理由は、やはり私はこの歴史にあると思うんです。久慈の歴史を掘れば掘るほどとんでもない歴史が埋まっていると私は思っているんです。それを、専門的なところで、学識経験のある学芸員さんの資格を持った方も3人も4人も久慈市の職員の中にはおられるようですので、そういった人たちを中心にして、特別な歴史を発掘していくんだという形のプロジェクトを立ち上げるべきだというふうには、私もこれは大いに賛成をしているところなんですけれども、そういった考え方を、これはやっぱり市長さんの上意下達の命令を下していただければ、私はすぐ、あしたからできると思うんです。その決意をちょっと聞かせてください。

○議長（中平浩志君） 遠藤市長。

○市長（遠藤謙一君） まちの歴史、文化、これを大事するまちこそ、そこに住む住民、そして、子供たちにとっても、将来に向かっていける、本当に活力、地に足の着いたものだというふうには思っております。これまでの久慈市の流れを見てみますと、そういったものが、ともするとおごなりといいますか、脇に追いやられてきた傾向がなきにしもあらずというふうには思っております。これから、観光一つ取り上げましても、やはり、まちの歴史、そういったものを第一にするまちこそ、よそからも人が来ていただけるまちというふうなお話も聞いたことがございます。

何より、次のこの久慈市を背負っていってもらう子供たちにとって、この久慈がどういうまちであったのかと、自信を持って暮らせると、そういうまちづくりが何より欠かせないと思っております。

これまでも、久慈城の発掘等含めて取り組んでまいりましたが、常設の展示館の整備等も含めて、あるいは名誉市民お二人いらっしゃいます。そういった方の顕彰もしっかりやっていく、そういうふうな観点、非常に大事だと思っておりますので、これについては、教育委員会もしっかり協議しながら、力を入れていかなければいけないというふうには思っております。

○議長（中平浩志君） 13番佐々木栄幸君。

○13番（佐々木栄幸君） 私は、政和会を代表して代表質問しました大沢議員の一般質問に関係して数点関連質問をさせていただきます。

一つ目は、7番の③子供の遊び場について、前議会のときも質問させていただきましたけれども、実は、私、二、三カ所、久慈近辺の遊び場を見学させていただきましたけれども、一つは、隣の二戸広域にあります一戸の県立こどもの森というところが、奥中山の山の奥のほうにございます。恐らく皆さんもご存じで、行ったことがある方も多いと思うんですが、先ほどの砂川議員のお話じゃありませんが、緑の中に、大きい広大な土地の中にございます。雨が降っても降らなくても、天気がよくても悪くても、外でも遊べるし、中でも遊べるというところがあります。また、隣の八戸に参りましても、八戸公園という中にこどもの国があります。ここは、三十何町歩の中にいろんな施設があります。その中で、こどもの国というのがあります。中に、網状のアスレチックの遊び場があります。また、そのほかにもたくさんあります。

このようなものが、やはり久慈にもなければ、どうしても子供たちが八戸なり一戸に遊び場として、遠足として、行楽として行ってまいります。八戸の場合は、約65万人のお客さんの中で、約1割、6万5,000ぐらいはこのこどもの国に遊びにいってます。久慈からでもかなり行ってます。保育園とか小学校の低学年の遠足等で行かれております。

確かに、先ほどの答弁の中で、かなりお金がかかるというお話がありますが、久慈でもこの総合運動公園に今度いろいろ施設をつくるわけでありまして、ここをその場として、一面にやる必要は私はあるんじゃないかと。前々からもいろんな方々から言われておりますけれども、久慈には、確かに中で遊ぶような施設はありますけれども、大きい保育園でも小学校でも遊べるような、混合する遊び場が少ないと言われております。一番困るのは雨天時のときの遊び場です。それを、今後、今すぐじゃないにしても、将来的にわたって、南田の地区に考えていく構想があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 子供の遊びの件で質問がございました。アスレチック広場のような施設を新たな運動公園の中に整備できないかというご質問

の趣旨と捉えました。これにつきましては、今後、教育委員会あるいは市民の皆さんのご意見等も伺いながら、そういう施設整備が可能かどうか、それも含めまして協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 13番佐々木栄幸君。

○13番（佐々木栄幸君） 今の答弁をいいほうに向けて、近い将来、検討してビジョンを、計画を練っていただいて、市民の目に見えるような形でお願いしたいと思います。

それから、次に、1の②、にぎわいの創出と静と動のバランスという内容ですけれども、駅前にもいろいろなものが出てくるわけですが、その前に、私は思うに、みんなが集まってくるような都市計画、環境づくりをやはり考えていく必要があるんじゃないかと。その中で、にぎわいが出てくるのではないかなと、受け皿として思うんですが、その辺の考え方はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中平浩志君） 一田総合政策部長。

○総合政策部長（一田昭彦君） 総合戦略的な、地方創生の中でのいろいろな施設のご質問と捉えましたが、いわゆる若者が久慈に戻ってくる、戻ってきたいと思うまちづくり、実際に若い方々、それから、高校生なんかから聞けば、そのような遊べる施設、それから、自分たちが若者が集うような施設が欲しいという部分、そういう声はよく聞かれます。

ただ、これらにつきましては、総合的な観点でいろいろ検討していく必要もありますが、今、地方創生総合戦略につきましては、安定した雇用、それから、結婚、出産、子育てへの支援、久慈市への人の流れづくりとか、そういう部分、四つの政策分野を中心に、今進めようとしているところでございますので、長いスパンでいろいろ検討していかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 13番佐々木栄幸君。

○13番（佐々木栄幸君） そのほかに、中心市街地活性化という観点からも、見直しといいますか、まちが潤うような環境づくり、都市計画づくりみたいなものをやっぱり再度検討すべきじゃないでしょうか。

○議長（中平浩志君） 浅水産業経済部長。

○産業経済部長（浅水泰彦君） 中心市街地活性化、駅前整備に関しましての静と動のバランスということをごさいます、それは、まさに都市計画的な視点、長期スパンというふうなお話でございます。

古くからやはり駅の東西交通というものが、市民の悲願にも近い形で、ただ、そうは言っても、いろいろ鉄路がある中で実現可能性というものについては、平面交差は現状のところは相当に難しいという状況にあるわけなんです、それは言いますが、議員おっしゃるとおり、理想形ということからすれば、間違いなくそういったことだろうというふうに思っております、その辺につきましては、今回のこの第2期中活計画の中でも、当然に反映できないわけなんですけれども、いずれそういった可能性につきましては、旗をおろすことなくやっていく必要があると。そういった中で、建設部含めて、いろいろとJR等との協議といたしますか、協議になる前の意見交換に近い状況ではあるわけですが、そういったこともなされておるわけです。

それから、東西交通にかかわらず、やはり、このまちをいかにしてにぎわいがある、あるいは一方では、今回整備する図書館につきましては、静寂な空間も必要というふうなことで、そういった多種多様なといいますか、多くの機能を持つまちをつくっていくことが、やはり、本来の魅力あるまちになっていくんだろうというふうなことで考えておまして、これは、一気になかなか難しいわけですが、少しずつやっていきたいと。その中で、市長答弁でも申し上げましたとおり、やはり、久慈商工会議所ですとか、それぞれの商店会、こういったところにしっかりと、まずはソフトづくりの部分から取り組んでいただきたいということで、連携して進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平浩志君） 13番佐々木栄幸君。

○13番（佐々木栄幸君） 今の答弁をお聞きする中で、やはり、両方をやっていかなきゃならないというのはわかりますが、やはり、例えば、今の岩手県の中でも、紫波町も町の中に図書館をつくっておりますけれども、やはり、環境周辺見ても、住宅街というか人がいる環境になっております。であればこそ、人があるにぎわいが出てくるというふうに思うんです。ですからやはり、その環境づくり、都市計画づくりも並行しながら、さらに検討していただきたいと思います。

次に、14番の市営野球場について、国との延期の許可が出そうだということなのですが、一つは、この野球場は、早くてどのぐらいで完成するのか、そして、それに加えて、どの程度の延期の予定をお願いをしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（中平浩志君） 中務教育部長。

○教育部長（中務秀雄君） 現在の許可の関係は、平成29年12月31日までとなっております。それで、今の基本構想、昨年度策定したわけですが、基本構想からいきますと、平成37年から新野球場を供用開始したいということで取りまとめました。ですから、その期間、なるべく使用できない期間が生じないようにお願いしているという状況でございます。

○議長（中平浩志君） 13番佐々木栄幸君。

○13番（佐々木栄幸君） そうしますと、8年、それくらいもらううちに完成すると。それはどの市民も言っておるんですけども、もっと早くどうにかならないのかという切望的な意見とか願いがあるようでありまして、これは、どうにかならないんですか。

○議長（中平浩志君） 中居副市長。

○副市長（中居正剛君） ただいま教育部長のほうから、一応建設の見通しといたしますか、お話ししたところでございますが、基本的な考え方として、何とか早くつくりたいと考えております。そして、今、国のほうに、国との都市公園の中で整備しようということで、今進めているものでございまして、その中で、防災公園の完成の部分との調整が必要だということで、国からは指導いただいているところでございまして、そして、今、国に対しては何とかその防災公園の完成とあわせてといたしますか、時期の関係を早めることができないのかということをお願いしているところでございまして、何とか、今9年ほどかかるということでお話し申し上げましたが、それを何とか前倒しして、完成に向けて努力したいというように考えているところでございます。

以上です。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） それでは、政和会代表大沢俊光議員に関連しまして、何点かお聞かせをいただきたいと思っております。

まず、職員駐車場の関係であります。先ほど砂川さんも、平成24年12月議会でこの問題を取り上げました。

そのときの副市長の答弁であったわけですが、市役所の駐車場用地に対してのご質問であります。有料化というのは、例えば、有料化のスペース、無料の駐車場のスペースを分けるというご指摘ですけど、この有料化については、これは、職員、市民一体のご質問でしょうか、職員に対する有料化のゾーンを、スペースを設けて、市民の方々については無料のスペースというふうなことでご理解してよろしいでしょうかというふうなことで、終局においては、県内で市でどういうふうな対応をしているかということについても、少し具体的に調査をして、そして、今後どうあればいいのかということについては検討していきたいと、平成24年12月のやりとりです。これについて、これまでの3年間、3年半たつわけですけども、どのような検討をなされたか、まずお聞かせいただきたい。

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充男君） 駐車場の件でございますが、まず、県内の各市の状況等は調査をしているところでございます。その中で、最近の調査では、14市中、10市については、金額の多い少ないは別といたしまして、有料化になっているというふうな状況でございます。

それから、それについてどういった形、市では、先ほど市長の答弁で申し上げましたけれども、有料化を検討するというところでございますが、その中で、料金を職員から取るということになりますと、ある程度、場所を占有するというような形も必要になってくるのかなと。その場合、今度、市民の皆さんが普段使う部分のところは、十分に確保しなければならないと。現在のところは、一応区分けはしておりますけれども、市民の皆さん、それから、職員の駐車場はフリーという形で使っているわけですが、そのところを、ある程度区分けをしていかなければならないのかなと、そして、料金を取って、いわゆる一般財源のほうに入れるというふうな方法をとっていかなければならないのかなというふうに思っております。

そういったところで、いろいろ内部では検討をしているわけですが、まだ、そういった取るところまで、まだ決断といたしますか、そこまではいっておらなかったわけですが、今回またそういったことで、市の方針として、そういった形で取る方向で検討をしたいということでございますので、今後

また詰めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 大方の市では有料化しているという現状だということですが、先ほどの答弁で、協力金をいただいているというお話がありました。協力金の実態についてお知らせいただきたい。

○議長（中平浩志君） 澤里総務部長。

○総務部長（澤里充勇君） 市では、占有化していないという部分もございまして、職員から1人当たり500円の協力金という形で徴収をしているところでございます。月500円ということでございます。それで、それについては、駐車場の管理、白線を引いたり、あるいは駐車場の周辺環境整備ということで、草刈りとか、そういった部分とか、ごみの関係とか、そういったものために使用しているということで、一般会計のほうに納入しているのではなくて、職員厚生会のほうでそれで資金については管理をしているという状況でございます。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 先ほどの答弁、421台が全体のスペースで、市民用に100台あけると。単純計算すると300台余の職員等々の公用車含めて駐車場を貸していると。そして、月500円というふうになりますと、単純に月15万、そして、年間180万というお金を、協力金をいただいていると。しかも、会計上は一般会計に入っていないというふうなことでありますが、やはり、財源は厳しいという関係にあります。そういった意味では、市職員からも、十二分にこの状況を理解していただきながら、他市の例にもあるように、やはり、何としましても、一般会計化をする中で、そして、財源化をし、職員と一緒に財源確保に向かって努力するという姿勢は示すべきだと私は思うわけですが、市長、どうですか、お答えください。

○議長（中平浩志君） 遠藤市長。

○市長（遠藤謙一君） ただいまご指摘ありましたように、水道料金等を含めて、市民の皆様にも、今後ご負担をいただく必要がある分野が出てまいりますので、そういう意味で、市の職員として、率先して取り組まなければいけないというふうに思っております。これにつきましては、市の労働組合との協議事項にもなりますので、その点については、丁寧に説明をし、ご理解をいただきたいと思っております。

今は、また健康志向でもあるわけですが、どうしても、どうしても、久慈市の場合も、自動車を使うという生活になれておりますので、こういったものについても、徒歩あるいは自転車等を使える職員は、自分のためにも、そういうふうにしていただくということも含めて、職員の理解を得て、そして、市民の皆さんの納得いただける形に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） そういうことで、職員一丸となって、この財源確保に向けて、あるいは市の共有地は市民の財産だという観点からも、襟をただしながら、有効な方法で管理をお願いしたいと思います。

3番の名誉市民タマシ・アレン女史についてであります。米国のライシャワー大使が昭和40年9月に来たんだという話がありました。そして、市長からは、最終的には、アレン先生とライシャワー大使の奥さん、ご婦人が友人だったと、縁があったと、そして、来たんだけれども、明確なことについて把握してないという話がありました。

一般質問の通告に際しても、私、当局のほうに資料として持っているのかなということを確認しながらいたわけですが、タマシ・アレン生誕120年記念誌「神は愛なり」という本があります。これは、2010年に生誕120年を記念して記念誌が発刊されました。そして、2015年に改定版が出ました。この改定版には、タマシ・アレンの伝記というふうなことで、1965年、いわゆる昭和40年9月19日に、ケネディ大統領の命により、米国駐日大使ライシャワー夫妻の表敬訪問をアレン氏は受けたという写真もあります。伝記の著者のエリザベス・アンネ・ヘンプヒルは、1959年から1961年に久慈に通って、アレン先生から聞き取りをし、それをもとにして大学の修士論文をまとめたというのであります。この修士論文が後に伝記の原稿になり、1964年にアメリカで出版された。この伝記をケネディ大統領が読んで、米国駐日大使館のライシャワー大使に電話をして、アレン先生に会ってくるように指示したと報じられているが、ケネディ大統領は、1963年11月22日に暗殺されているので、伝記を読むことができなかった。しかし、ケネディ大統領は、伝記のもとになった著者の大学の修士論文を読んでいたことを聞いた人がいて、その人から聞いた。その人はアレン先生

と両親の4人で著者が住んでいた東京の公邸を訪ねたときに著者から聞いている。著者の夫は、米国防軍の航空司令官でアレン先生のことを大統領に伝えたことが、著者の修士論文を求められたものと推測されると。なお、航空司令官は大統領と直接話せる権限があるというふうなことから、こういったことが発端になって、ライシャワー大使が来た。残念ながら、ケネディ大統領が亡くなってからというふうなことであります。

もしオズワルドですか、暗殺者の弾が10センチそれていけば、このアメリカ、あるいは日本の歴史が大きく変わっただろうと、これは、グランドテルの新田ひさしさんがこれに投稿しているわけですけども、その一コマにそういう文章もあります。

いずれにしましても、私はこの名誉市民の顕彰というふうなことから、先ほど来、久慈の歴史についても、る大沢さんから話があり、市長も答弁しました。いずれにしましても、この名誉市民を、やはりきちんと顕彰していくと、私はそういった意味でも、アレン宣教師館、あれは昭和17年に建設されたものであります。既に74年たっていました。今もう修復に取りかかれないと、本当に悪くなってくる、建物が老朽化しているということでもあります。

先般の一般質問でも、市長からは、キャサリン・ケネディの来久に関しても努力をする、あるいはこの宣教師記念館、東北学園大学との調整が必要だということではありますが、いずれ、このアレン先生について、やはり、私どもは、謙虚にこの活動を顕彰し、そして、後世に伝えていきたい。そのためには、教育委員会はなかなか財源がないわけでありまして、この名誉市民のかかわりで、3番目の項目に上がったのも、実は総務部の秘書の担当かなという感じがありまして、この3番の項目に上げたところです。

いずれにしましても、この名誉市民の顕彰、アレン先生の顕彰については、市長がトップとなって、ぜひ宣教師記念館の修復、あるいはこれからも引き続き、キャサリン・ケネディの来久等あわせて、トップとして努力していただきたいわけですけども、考え方をお聞かせください。

○議長（中平浩志君） 遠藤市長。

○市長（遠藤謙一君） タマシンのアレン先生につきましては、アメリカのフランクリンとも長年の姉妹都市締結のきっかけになった方でございますし、本当に

貧しかった時代のこの三陸久慈市、単身おいでいただきまして、本当に心からみんなを助けようということで、長年にわたって取り組んでいただいて、久慈にまた今もお墓もあるというふうな方でございます。これは、大人の私たちもしっかりと勉強するとともに、子供たちにしっかりと伝えて、そして、アメリカとの友好、世界との友好、これを教えていかなければいけないと思っております。

先生が使われた建物等については本当に老朽化が進んでおりますが、所有者である大学のほうとの調整が必要でございますので、これについては、やはり目に見えるものは残るということは伝える上でも大きいので、これについて、財源等の関係と行ってしまえばもう何ともなりませんけども、そこをやっぱり工夫していかなければいけないと、しっかりと後世につなげていく、そういう取り組みをしております。

ケネディ大統領につきましては、いろいろ検討しているんですが、なかなかご多忙な方でもありますし、これについても、でも引き続き取り組んでまいります。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） ケネディ駐日キャサリン大使についても、今も頑張っているということでもあります。よろしくお願いをしたいと思います。

7番の子育て支援についてでありますけれども、認定こども園、久慈幼稚園、幼保として再スタートしたと、あるいは来年の4月に向けて70人規模の認定こども園が誕生するという話であります。これについて、この補助の交付関係はどうなっているかというのをお知らせをいただければと思います。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 認定こども園整備の補助の関係でございますが、今週中に国のほうから県のほうへ要綱の改正通知が来るということになっておりまして、6月20日でございますが、6月20日に県社会福祉施設整備審査会が開催される予定となっております。そして、6月中に県から市へ補助金の内示がございまして、そうなれば、設計業務の事業着手は可能であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 24番濱欠明宏君。

○24番（濱欠明宏君） 3月予算にこれは盛られて方向性が出ているわけですが、この補助金の交付要綱が

変わったというふうなことでありまして、いわば4、5、6という部分が若干補助交付がなされないという状況にあるというふうなことであります。しかしながら、来年4月というふうなことになりますと、かなり工事期間も切迫してくるのかなと思うわけですが、その4月開業に向けてのこの見通しはいかがでしょう。

○議長（中平浩志君） 和野生活福祉部長。

○生活福祉部長（和野一彦君） 設計業務に着手をいたしまして、9月の半ばあたりには工事を着工したいというふうなお話は聞いております。それでもって、3月中には工事を完成させて、4月1日からの事業開始というふう聞いております。

以上です。

○議長（中平浩志君） 再質問、関連質問を打ち切ります。

この際、暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

午後3時02分 休憩

午後3時20分 再開

○副議長（桑田鉄男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

次に、日本共産党久慈市議団代表、城内仲悦君。

〔日本共産党久慈市議団代表城内仲悦君登壇〕

○17番（城内仲悦君） 私は、第7回久慈市議会定例会議に当たり、日本共産党久慈市議団を代表し、市長並びに教育長に一般質問をします。

質問に入る前に、依然として余震がおさまらない平成28年熊本地方地震により犠牲になられた方々のご冥福を祈るとともに、一日も早い復興を願うものであります。引き続き復興支援を呼びかけるものであります。

それでは、通告の順に従い、質問をいたします。

質問の第1は、市財政の中長期見通しについてであります。

第1点は、歳入歳出それぞれの中長期見通しについて示していただきたい。

第2点は、自主財源比率で比較した場合、久慈市は県内及び全国の中でどこに位置しているのかを示していただきたい。

第3点は、今後の見通しを踏まえた市民への受益と

負担をどのように考えてるのか、お示しいただきたい。

質問の第2は、立憲主義の危機についてであります。

そもそも憲法は、国が勝手に利益を上げたり、国民の財産を没収したり、政府に逆らうと逮捕するなど、国民に対する国家の横暴を禁止し、国民の権利を守る防波堤たるべき基本法です。これを立憲主義憲法と言い、近代国会の憲法は全て立憲主義です。当然、日本国憲法も立憲主義憲法であります。幾ら議会で多数をとっても、憲法に基づいて政治を行わなければなりません。

しかし、安倍政権は、憲法9条を無視し、安保法、戦争法、国民の反対の声を無視して強行成立させました。この立憲主義の破壊に危機感を持った日本共産党が、安倍政権の暴走にストップをかけようと野党の共闘を呼びかけました。

去る2月19日に野党共闘が成立、短期間で32の1人区の選挙区で野党統一候補の擁立が実現しました。岩手選挙区では、5月21日に野党4党と木戸口英司氏が野党共闘について確認書と政策協定に調印しました。

日本国憲法では、憲法を守る義務は誰にあるのか、憲法99条で明確に定めています。日本国憲法第10章、最高法規、憲法尊重擁護の義務、第99条、天皇または摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うと定めています。市長も私たち議員も、その他の公務員に当たります。

そこで質問であります。日本国の立憲主義、民主主義を守るために、その先頭に立つべき時であると考えますが、市長のご所見を求めるものであります。

質問の第3は、沖縄女性遺体遺棄事件についてであります。

私は、この遺棄事件がテレビで報道されたとき、日米地位協定のことが頭をよぎりました。不平等な日米地位協定が存在する限り、アメリカ合衆国の植民地的な状態が続きます。同じ敗戦国であるイタリア、ドイツにも地位協定がありますが、最大の特徴は、主権がイタリア政府、ドイツ政府側にあることでもあります。アメリカ軍の軍事演習を含む軍事行動は、それぞれの国内法によって管理、規制されています。

そこで、2点伺います。

第1点は、米軍人のほか、米国籍を持つ文民で、在日米軍に雇用され、勤務し、または随伴するものにつ

いても、日米地位協定の地位が与えられることについて、市長のご所見をお示しいただきたい。

第2点は、日米地位協定をイタリアやドイツ並みに改定するよう、市として政府に求めるべきと考えますが、思いをお聞かせください。

質問の第4は、核のごみ最終処分地問題についてであります。

トイレなきマンションと言われる日本の原発政策、原発に群がり、自分の懐が豊かになれば、国民・住民の生活は破壊されてもよいと思っている人たち、断じて許すことはできません。

そこで、2点質問します。

第1点は、5月中旬に盛岡市内において最終処分地に関する自治体関係者向けの説明会が開催されたと聞きます。久慈市として出席をしたのか、出席したとすれば、その内容を示していただきたい。

第2点は、原発から出る使用済み核燃料の処分受け入れ要請があった場合、断固拒否すべきものと考えますが、市長の思いをお聞かせいただきたい。

質問の第5は、TPP問題についてであります。

さきの通常国会にTPP関連の資料が示されました。ワシントン首席交渉官中間会合のTPP交渉の現状と交渉方針、平成25年9月という題名の資料が国会に配付されています。この題名以外全て真っ黒に塗りつぶされています。この資料は、通称のり弁当と言われていいます。国会決議違反であることが明白なることをおそれ、秘密主義を押し通すやり方は、断じて容認できません。

そこで、2点お尋ねします。

第1点は、国会決議違反であるTPP協定について、市長のこのことについての考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

第2点は、のり弁とやゆされている全面真っ黒に塗りつぶされたTPP資料が国会に提出されております。市としても情報開示するよう声を上げるべきですが、お考えをお聞かせください。

質問の第6は、働き方・休み方の改善についてであります。

既に岩手労働局、岩手県、盛岡市の3者が県商工会連合会を訪問し、正社員化や年次有給休暇の取得促進等の要請を行っております。

そこで、市としても、市内業者等に対し、非正規雇

用労働者の正社員化、待遇改善、有給休暇取得の促進等を要請していくべきと考えますが、ご所見をお聞かせください。

質問の第7は、梅ヶ丘団地の災害予防についてであります。

去る5月20日の夕方、衆議院復興特別委員会のメンバー一行が久慈市に入りました。震災後、初めて県北の視察だと伺いました。このメンバーの中に共産党の衆議院議員の高橋千鶴子さん、畠山和也さんの2人が参加していました。一行は、17時30分にグランドホテルに到着、高橋千鶴子衆議院議員には、休む間もなく私の車に同乗し、梅ヶ丘団地ののり面崩壊の場所をご案内をいたしました。急な連絡でありましたが、地権者本人、行政区長、近所の関係者が立ち会い、つぶさに見ることができました。

高橋千鶴子衆議院議員からは、大震災後の平成23年11月に「造成宅地滑動崩落緊急対策事業の運用について」の通知を国土交通省に出させ、仙台市の泉区、太白区の民間が開発した宅地の崩壊対策に活用したことが話され、その資料を後日送っていただきました。

そこで、2点お尋ねします。

第1点は、平成23年11月に国土交通省から出された「造成宅地滑動崩落緊急対策事業の運用について」が活用され、仙台市の泉区、太白区等の民間造成宅地の崩壊が土地所有者や被災自治体が対応できる範囲を大きく超えていることから、新たな支援策として打ち出されたものであります。

制度創設の目的の趣旨を生かし、梅ヶ丘団地の災害予防に対応できるようにならないのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

第2点は、梅ヶ丘団地の造成は、地下水対策が不十分であったという指摘がされていますが、住民にとって安心・安全な住宅地に改良すべきものと考えますが、そのお考えをお聞かせください。

質問の第8は、久慈川の清流化についてであります。

久慈川の大成橋から下流は、右岸左岸とも河川公園が整備され、毎日多くの市民がウォーキングやパークゴルフに汗を流しています。

ところが、左岸側を歩くと悪臭が鼻をつきます。大成橋から中の橋まで水門が大小6もあります。特に市営てらさと団地前の水門、元パンセンター西脇の水門、久慈中グラウンドバックネットのところの水門から出

る水は、久慈川の本流に届かずにとどまり、腐敗し、強烈な悪臭を発生させています。

国体の開催が迫っている中、河川内の中洲の柳の伐採も必要ではないかと考えています。

そこで、2点お尋ねします。

第1点は、てらさと団地前から中の橋間の久慈川左岸の汚水・悪臭の実態について、どのように捉えているのか、解消策についてもお示しいただきたい。

第2点は、河川管理者である岩手県と河川公園を管理する久慈市が連携し、速やかに河道掘削を実施し、清流化を図るべきであると思いますが、お聞かせをいただきたい。

質問の第9は、図書館・公民館への指定管理者制度の導入についてであります。

平成20年5月23日に、衆議院文部科学委員会が採択となった「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」、7項目決議されています。どのようにこれを捉えていますか、お示してください。

当時の委員会の議事録を見ますと、社会教育主事が任意設置の中で、岡山市では37の公民館にもともと嘱託職員だった者を正規職員にして、社会教育主事有資格者を公民館に配置して成功していることが、社会教育推進全国協議会委員長、千葉大学教授の長澤参考人から紹介されていました。

公民館運営の原則は、一つは無料の原則、二つ目は自由と均等の原則、三つ目は学習文化機関としての独自性の原則、四つ目は職員必置の原則、五つ目は地域配置の原則、そして、さらに六つ目は、豊かな施設整備の原則、7は住民参加の原則です。

特に④の職員の配置の原則は、社教法27条で社会教育主事の配置が任意配置になってることから、久慈市でもきちっと配置することなく今日まで来ています。

公民館が廃止され、社教法、教育行政からまちづくりの名のもとに市長部局へ移され、補助執行になりますと、公民館運営の原則が乱暴に壊されることになります。

そこで、2点目の質問であります。現行の公民館機能として、地域づくり活動の機能発揮が本当にできないのか、お伺いいたします。

質問の第10は、市内プールの整備計画についてであります。

第1点は、総合プール、各地区のプール、学校プー

ルは、それぞれ耐用年数を迎えています。集約化も含め検討したいという答弁もありましたが、子供をはじめ、市民の声を聞く機会を設け、進めていただきたいんでありますが、お考えをお聞かせください。

第2点は、プール集約化の検討開始時期と達成時期をどのように考えているのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

以上、10項目19点について質問いたしました。積極的な答弁を求め、登壇しての質問を終わります。

○副議長（桑田鉄男君） 遠藤市長。

〔市長遠藤譲一君登壇〕

○市長（遠藤譲一君） 日本共産党久慈市議団代表、城内仲悦議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、市財政の中長期見通しについてお答えをいたします。

まず、歳入歳出の中長期見通しについてであります。歳入については、市税収入において、人口減少や地域経済の動向等の影響により、大きな伸びは期待できない状況にあり、加えて、今年度から普通交付税の合併算定替えに伴う減額が始まるなど、一段と厳しい財源状況が想定されております。

また、歳出においても、扶助費、公債費が高い水準で推移することが見込まれており、加えて、大型の公共の公共事業が控えておりますことから、より一層厳しい財政状況になるものと見込んでおります。

次に、当市の自主財源比率であります。平成26年度決算においては、33.3%であり、県内14市中9位となっております。

なお、全国順位は発表されておませんが、全国790市中600位前後と推計してるところであります。

次に、市民への受益者負担についてであります。受益と負担の公平性は非常に重要であり、厳しい財政状況が想定されることから、各種料金及び公共施設の使用料金の見直し、並びに減免のあり方を検討していく必要があると考えております。

検討に当たりましては、まずは適正なコストの算定を行い、算定されたコストを基礎として、市民の負担が急激にふえないように配慮しながら改定等を行ってまいりたいと考えております。

次に、立憲主義の危機についてお答えをいたします。

我が国における憲法は、全ての法令の基礎をなし、国家のあり方を定めた国の基本法であり、それに基づ



き政治を行う立憲主義については、平和主義、民主主義を支えるものであると認識しております。

一方で、国の権力を制限し、人権を保障することも、また立憲主義の考え方であり、このバランスについては、国民の十分な議論が必要であることから、国会の審議の中で国民にわかりやすい議論がなされるべきであると考えております。

次に、沖縄女性遺体遺棄事件についてお答えをいたします。

日米地位協定では、合衆国の国籍を有する文民で、日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、またはこれに随伴するものについて、公務中の事件や事故を起こした場合については、合衆国側に裁判権があるなどの地位を有していると定められております。

このことについて、市長の見解とのことでありますが、外交防衛に関しましては、国民の意見を踏まえながら、国政の場で議論されるべきものと考えております。

なお、先般、沖縄県で発生した米軍関係者による悲惨な事件につきましては、非常に遺憾に思っており、このような事件が二度と繰り返されることのないよう、国において、地元自治体と十分な調整を図りながら対応策を講じることが必要と考えております。

次に、日米地位協定をドイツ並みに改定するよう、市として政府に求めるべきのご提言であります。外交防衛に関しましては、国民の意見を踏まえながら、国政の場で議論されるべきものと考えており、現在、政府に求める考えにつきましては、持ち合わせておりませんので、ご理解願います。

次に、核のごみ最終処分地問題についてお答えいたします。

まず、説明会ではありますが、去る5月20日、国による原子力政策に関する自治体説明会が、岩手県及び県内市町村等担当者向けに開催され、当市からも担当職員が出席したところであります。

内容といたしましては、高レベル放射性廃棄物の最終処分について、高レベル放射性廃棄物とは何か、科学的有望地と処分地選定調査の関係等について説明がなされたところであります。

また、処分受け入れ要請があった場合の対応についてではありますが、市民が不安を抱くような施設を受け入れる考えは持ち合わせていないところであります。

次に、TPP問題についてお答えいたします。

まず、TPP協定について、市として反対の声を上げるべきのご提言についてであります。これまで市長会等と一体となり、国に対する要望、要請等を行ってまいりました。

TPP交渉が大筋合意に至った昨年10月には、全国市長会において、国に対し、国民生活全般に与える影響等の明確な説明を求めるとともに、総合的な国内対策を講じることについて要請したところであり、本年6月初めには、全国市長会の森会長が、農林水産分野におけるTPP対策として、生産現場の不安解消に向けて丁寧な取り組みを求めることなどについて要請したところがあります。

今後におきましても、市長会等と一体的な要請を行ってまいります。

次に、黒塗りされたTPP資料が国会に提出されたことについてであります。交渉経過を明らかにできないなどの理由から、国会の特別委員会に対して、黒塗りされた資料が提出されたことに関しましては、国会においてしっかりと議論されるべきものと考えており、その経過については国民にもしっかりと伝えられることが必要であると考えております。

なお、市として情報開示するよう声を上げることについては、現段階では考えておりませんので、ご理解願います。

次に、働き方・休み方改善についてお答えいたします。

平成26年6月に閣議決定された日本再興戦略の改訂版において、働き方改革の実行・実現が掲げられ、働き過ぎ防止のための取り組み強化が盛り込まれたところであります。

人口減少が社会問題となる中、労働者が健康で安心して働くことができるための多様で柔軟な働き方の実現及び働き方・休み方を改善することによる労働生産性の向上が重要であると考えております。

市といたしましても、震災前と比較し、雇用情勢が改善している現在を機会と捉え、正規雇用化、待遇改善を促進することが地域経済の好循環にもつながるものと考えているところであり、久慈公共職業安定所等の関係機関と連携し、市内事業所等に対して、働き方改革に向けた取り組みの推進を要請するとともに、7月から開始する実践型地域雇用創造事業の実施などを

通じて、魅力ある職場づくりを推進してまいります。

次に、梅ヶ丘団地の災害予防についてお答えをいたします。

まず、造成宅地滑動崩落緊急対策事業の制度の創設趣旨を生かした対応についてであります。本制度は、激甚災害である東日本大震災に伴い、造成宅地に滑動崩落等が発生している箇所、盛り土部分の面積規模や家屋の戸数など、一定要件を満たす地区が対象になったものと認識しております。

市といたしましては、当該箇所は東日本大震災による崩落でないことなどから、本制度の導入は不可能であり、また面積規模や家屋の戸数など一定要件を満たさないなどの観点から、本制度の趣旨を生かした市独自の対応も困難であると考えております。

次に、造成地の地下水対策についてであります。市でも当該崩落地ののり面からの湧水を確認しているところであり、コンクリート構造物などを築造する場合には、十分な水抜きパイプの設置などの湧水対策が肝要であると考えております。

最後に、久慈川の清流化についてお答えをいたします。

まず、久慈川左岸の市営住宅でらさと団地付近から中の橋までの区間の悪臭についてであります。本川に流入する水門及び前後の導水路に土砂が堆積し、廃水が滞留し発生しているものと思われまことから、今後とも土砂の除去など、適切な維持管理を行ってまいります。

また、当該地区は、既に下水道が整備されている地域でもありますことから、家庭雑廃水を河川などの廃水しないよう、下水道への接続を促すため、普及活動に努めてまいります。

次に、久慈川の河道掘削についてであります。河川管理者であります県北広域振興局からは、部分的に土砂対策が見受けられるが、今後の状況を見きわめながら、河川管理上、支障が出るような場合は検討していきたいと回答いただいているところであります。

市といたしましても、適切な河川管理について、引き続き要望を行ってまいります。

以上で、日本共産党久慈市議団代表、城内仲悦議員に対する私からの答弁を終わります。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

〔教育長加藤春男君登壇〕

○教育長（加藤春男君） 日本共産党久慈市議団代表、城内仲悦議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、図書館・公民館への指定管理者制度導入についてお答えをいたします。

まず、社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議についての考え方ですが、社会教育施設における生涯学習や社会教育の推進への取り組みは、専門的能力や知識等を有する職員の配置が必要であり、指定管理の導入後におきましても、これまで経験により培った知識・技術を指定管理者に継承するとともに、社会教育施設の管理運営に当たる職員の研修を実施するなど、資質の向上を図り、人材の育成に努めていく必要があると認識しております。

また、公民館は、社会教育法に基づき、主として教育委員会が社会教育、生涯学習に関する事業を行う施設であります。コミュニティセンターは、社会教育法上の使用制限が緩和されることから、住民の創意工夫による新たな施設活用が期待でき、より幅広い地域づくり活動ができるものと考えております。

さらには、従来の公民館の機能のほかに、地域住民が地域のニーズに応じた活動や地域の課題解決のための活動など、主体的に地域づくりに取り組むことができる施設として、活用の幅が広がるものと考えております。

最後に、市内プールの整備計画についてお答えをいたします。

総合プールをはじめ、地区プールの多くは、昭和40年代から50年代に設置され、老朽化が進んでおり、改修の必要性を認識しているところであります。

昨年実施したスポーツに関する市民意識調査においても、施設の満足度や整備を要する施設について、さまざまな意見をいただいたところであり、今後におきましても、市民の声を聞きながら施設整備を進めてまいります。

また、検討開始時期については、公共施設等総合管理計画の中で検討を進めているところであります。

以上で、日本共産党久慈市議団代表、城内仲悦議員に対する私からの答弁を終わります。

○副議長（桑田鉄男君） 再質問、関連質問を許します。17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） それでは、再質問します。

3番目の沖縄女性遺体遺棄事件に関連して、遺憾な

ことだということで表明したんですが、確かに外交防衛のことです、日米地位協定というのは。

しかし、沖縄の県議団は政府に対して、日米地位協定の改定を図れという要請をしたんですよ。それは沖縄だからやったのではなくて、本当に不平等な状況だということを認識してるんでしょうか、市長は。

実はここにイタリアとドイツの日米協定がありますが、日本は全て施設の管理権はアメリカにあります、全てです、演習も全てです。ところが、イタリアやドイツは、アメリカ軍の施設に所属する部隊は、イタリアなり、ドイツなりの管理下にあるんですよ。全然違うんです。主権者がその国なんですよ。

ところが、日本の場合は、全てアメリカが権限を持っているわけです。その不平等をやっぴり正していく必要があるんじゃないかなと。そういうふうに思うんで、ここは三沢が近くにありますが、基地が。三沢空港も、あれは米軍が間借りしてるわけですよ、実際。この地位協定によって、日本には130を超える米軍基地があって、全て治外法権になってるんです。入ることはできない。

ところが、イタリアもドイツも、警察権を行使して入ることができる。それから、軍の訓練も、日本の国内法では200メートルより下がってはいかんとするけども、平均200メートルというふうに米軍は言ってるんです。それは50メートルのところも飛ぶからなんです。国内法は米軍には適用しませんという条項も全てついてるんですね。

やっぴりそのことを、そして全国どこでも基地をつくれるという協定になってますから、本当にひどい私は中身だと思うんです。

これはやはり国民の生活の安全を守っていくためにぜひ必要だし、これまでも沖縄で何回かいろいろありました、少女も暴行されたり、この間みたいに遺棄があった。そのたびに綱紀粛清ということで言いましたよね、アメリカも日本も。しかし、一度もそのことが守られてない。直らないわけですよ、市長。

だから、これは外交防衛の問題だというふうに私は一言で片づけていいもんじゃなくて、やはりこの問題は、一人の国民として、そして一人の政治にかかわる者として知らなきゃならない、日米地位協定はどうなっているのか。今言ったように、ドイツとイタリアと全く違うんだと、そういう認識をとらまえながら、き

ちっとやっぴり私は発言をしていく必要があると思います。

本当に三沢基地もありますから、久慈市民だって犠牲者になる可能性があるんですよ、現に。その点、先ほどの、これまでもずっと私がこういう質問をしたときに、外交防衛だから国だっていうふうに答弁したんですが、私は、市長にアメリカと交渉しろとは言っていないんです。国に対して、きちっとやっぴりちゃんとした日米地位協定を対等・平等にすべきだという意見は、私は申し上げていいのではというふうに思いますが、お聞かせください。

○副議長（桑田鉄男君） 遠藤市長。

○市長（遠藤譲一君） この点については、先ほどお話しいたしましたとおり、今回の事件は非常に遺憾な事件、本当に悲しむべき事件だと思っております。

国に対して意思表示をということでございますが、これにつきましても、高度に政治的な問題でありますので、一市長としての判断は控えさせていただきたいと思っております。

○副議長（桑田鉄男君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） その点は非常に残念です。やっぴり市長だからこそ私は声を上げてほしいというふうに思うんですが、そういう答弁ですから、それはそれとして聞いておきたいと思えます。

先ほどTPP問題ですが、これですよ、国会に出された資料。これでどうやって議論しろというんですか。通常国会であのとおりありましたが、これが実態なんです。久慈市でもこんなりの資料を出されたら、議会は紛糾しますよ。やはり国に対して、やっぴり秘密、秘密って言いますが、他国はどんどん出してますから、日本はアメリカの言うことを聞いてなかなか出さないですが、そこをバシッとやっぴり声を出して、市長、これじゃ納得できないじゃないですか、市長、どうですか。この資料で納得できますか。これは国会でもどこでもそうですけど、一久慈市としても、こんな出さないですよ。お聞かせください。

○副議長（桑田鉄男君） 遠藤市長。

○市長（遠藤譲一君） TPP問題のこの資料については、状況が全くわからないものが出されたなというふうに思っております。

政府においては、外交、国際的な協議事項であるので出せないというふうなお話は聞いておりますが、こ

のTPPが締結した暁には、1次産業のみならず、私たち日本が大きな影響を受けるものと思っておりますので、もっと情報を国においては明らかにすべきものというふうに考えております。

○副議長（桑田鉄男君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 核のごみの問題です。市長からは、要請があっても受けないということで明確にありました。ぜひこれは日本の核政策、原発村の人たちが、さっき言ったように、自分のもうけのためにずっと進めてきて、あの福島原子力発電所が爆発しても、依然としてあそこは収拾してませんので、毎日ものすごい多くのレベルの物が出てくるわけですよ。そうしますと、もう住めないです、福島は。幾ら解除した解除したと国が言いますが、実際住めないですよ。

この原子力発電所の政策、もんじゅはとまってるし、こういうシステムが崩壊してるときに、どんどんまた再稼働させていくという中で、ごみはどんどんたまってると。まさにトイレなきマンションの状況が続いてる中で、こういった形をしてきてるんですが、断固私は、先ほど受け入れをしないというふうに遠藤市長申しましたが、再度確認します。もう一回、きちんと要請があっても拒否するというふうに求めたいと思いますが、いかがですか。

○副議長（桑田鉄男君） 遠藤市長。

○市長（遠藤譲一君） この点については、先ほどお話し申し上げました、久慈市民が将来にわたって安心して暮らせる、そういうまちづくりをするために、私も今この仕事をさせていただいております。

そういう面では、今後とも市民が不安を抱くような施設を久慈市に受け入れるということについての考え方は持ち合わせておりません。

○副議長（桑田鉄男君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 梅ヶ丘ののり面崩壊の問題です。

午前中は高屋敷議員からもあったところですが、実はこの造成宅地滑動崩落緊急対策事業、これは3・11の大震災の激甚災害の中で起きて、しかも仙台の泉区や太白区の多くは、民間の宅地造成でした、盛り土をした。それが崩壊して、例えば、被害総額が1兆円を超えたとか、それから宅地を復旧するだけで330億円もかかるというような中で、当然、個人も自治体も到底

できないという中で、これは、そして新たに創設されたんです。

私が言いたいのは、市長もそうでしょうけど、これまで梅ヶ丘団地は民間が開発した住宅地だということは認識しますし、そこを理由に公が手をつけられないんだということでもずっと来ました。

しかし、やはり予防という観点、先ほどのり面からも湧水が出てるという話、認識してるようですが、開発者は既に40年もたってますから、当然開発から離れているわけです。しかし、まだ依然としてのり面とか、そういう用地は開発者が持つてるわけですね。開発者は久慈市に寄附していいと。ぜひ何とか相談し、やってほしいといったことを言ってますから、そういった意味では、いつまでも、ああいう4メーター道路があるんだけど、しかし、開発行為前につくった宅地ですから、本当にいびつなところがあります。

そういった意味で、本当に膝を交えて地権者あるいは地元と会って、何とか前を向けるという方向、私は見出す必要があると思うんです、行政として。あそこに住んで、もう100世帯ぐらいありますから、ちゃんと税金を払ってるし、真面目に暮らしてるんです。

ところが、そういった欠陥があるということはわかってる中で、行政として民間が開発した、知らないという言い方、私はもうそれじゃ通らないと思うんですよ。これだって新しい通達を出して、民間が開発したところも救ってるんじゃないですか。確かにそこと場所は違いますよ。

しかし、精神的に言うと、そういう開発行為前の不十分な計画の中でできたという宅地だけでも、しかし、もう40年も市民が住んでるという、実際あるわけです。そこに住んでる人たちが安全に暮らすために、どう自治体がかかわっていくかというあたりの私は検討に入っていいと思うんですよ。そうでないと、未来永劫あそこはできないということなんです。それじゃ私はまずいと思うんで、現にやっぱり直すことも、例えば、地権者の負担、もしこのぐらいかかると、どういった形で費用の負担は考えようということもしていかないと、もう5年近く過ぎたわけですから、そういった意味では、どこかにテーブルをつくって、私は、この精神ですよ、何とかしていくという精神が国はあるわけですから、やっぱり自治体としてもそういう方向を示しながら、県に対しても、こういった形の方法がある

んじゃないかということを示しながら、私は解決する方向をぜひ見出していただきたいですが、ぜひ努力をしていただきたい。あのまま私は放置するわけにいかない。放置するんであれば、久慈市には政治がないというふうに思うんですね。ぜひ開発者とも話し合う、あそこに住んでる人たちと会って話し合う、そういうテーブルをつくって、どうやっていけば解決につながっていくと。これは知恵を出していただきたいというふうに思うんで、このことを出しました。

高橋千鶴子議員もこれは大変だなと言っていますが、この通達では、確かにあそこはたしかに整備できない、平成24年で終わってますから。行かないんだが、しかし、この考えというのは、やっぱりあれは激甚の中で対応していかなきやならないことからこうなったわけですから。

だから、のり面の崩壊も、激甚があった後、地震があった秋、大雨で崩れたということがあれば、全く関連性がないわけではないというふうに私は思うんです。そういった点では、本当に十分膝を交えて、何とか解決の方向を打ち出すべきだというふうに思うんですが、市長、いかがですか。今までとおりの答弁を繰り返すんじゃないくて、少し前に進める方向をぜひ示していただきたいですが、いかがでしょうか。

○副議長（桑田鉄男君） 滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） 造成宅地滑動崩落緊急対策事業にかかわって、この制度趣旨を生かした市の対応をとというようなご質問でございます。

議員さんもおっしゃるとおり、東日本大震災を機会にできた新しい制度というふうに捉えております。

新しい制度をつくる場合には、要綱というのが当然ございまして、要綱の中にはその制度の事業の目的、あるいは趣旨、あるいは採択要件というようなものが当然セットになってあるわけでございます。

市といたしましては、その制度の趣旨を、目的とか趣旨だけであらわすものではないと、それらを全てセットで制度の趣旨なんだというふうに捉えて、こういうふうな答弁をさせていただきます。

ただ、市のほうがそれで何もしないということではなくて、これまでも申し上げてきたつもりですが、技術的なアドバイス、ちょっとおこがましい表現ですけども、技術的なアドバイスですとか、そういった大雨の際のパトロールで現場を確認するというふうなこ

とは、これまでもやってきましたし、これからも続けていきたいと思っております。

例えば、技術的なアドバイスといたしましては、崩れた下側に道路があるわけですが、あそこの道路を地盤として適切な根入れを確保して、そこから構造物を立ち上げるというのが一つの方法だろうと思っております。

それですと、ある一定のお金を伴うと思いますので、例えば、反対にお金をかけない方法といたしますと、購入時ののり面に一旦復旧して、下の住民の方も不安を感じているようですので、それらを取り除くという意味からも、一旦購入時の状態にのり面を安定させて緑化させると。そして、また今後のことを考えると、か、そういったふうなことを提案していきたいというふうに考えております。

○副議長（桑田鉄男君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） ぜひ知恵を出し合って、解決のために前に半歩でもいいですから出てほしいというふうに思いますので、いずれ、役所でやれと言ってませんので、当然そういうテーブルをつくって、解決のための知恵を出していただきたいと思っておりますので、その点は強く要請しておきたいと思っております。

久慈川清流化です。県にも私も行ってきました、河川課に当然。だから、問題は、中洲といいますが、河川内にある柳、ものすごく太くなってますね。あの状況を国体も来る中で放置しといていいのかっていう問題。

それから、結局、河川公園があるんだけど、せっかく護岸やって、川辺に出れる場所があるんですよ、全部。水がないから、川辺にも行けない。せっかくつくった河川公園が、水と親しむってところになってないんです。だから、ぜひ河道掘削、左岸側の河道掘削していただいて、水が流れれば悪臭も当然改修されていくんです。いつまでにおやりになることですか。先ほどの答弁、なかなかしつかりした答弁でないんですか、いつまで、どうしようと思ってるんですか、お知らせください。

○副議長（桑田鉄男君） 滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） 久慈川の清流化にかかわってのご質問でございます。

質問、二ついただいているわけですが、悪臭の関係と久慈川そのものの清流化ということで、私も、現地の

ほうの再確認いたしましたらば、いずれこの二つの問題はともに解決しないと解決しない問題であると。例えば、久慈川の部分については、部分的でもいずれ河道掘削といいますか、流入する水門の支流の出口を確保してなければ、解決しないというふうに私も感じてまいりました。

県のほうに、これまでも要請してきましたし、今回もお願いはしたところでございますが、河川管理上、支障というふうなのがある場合というふうな表現をいただきましたけども、あくまでもこれは治水上の観点からのお話だと思っておりますので、環境の部分とか、そういった悪臭の部分とか、そういった観点も含めて、再度県のほうに要望しながら、連携をして解決してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（桑田鉄男君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） ぜひ連携してください。結局、先ほど下水道を完備してからって話がありましたが、完備して流れてきた水が滞留することによって悪臭ができてるんです。したがって、河道をきちんと、水が流れてますから、流れてない水を流せばいいんですよ。そうすると、みんな流れていきますよね。ぜひ現場を見てみてください。見てないとわからないですよ、これ。部長は見たって言いますが、副市長も、市長も見たことはないんじゃないですか。散歩してみてください、ぜひ。散歩してみると、ものすごい悪臭ですから、しかもボウフラが湧く、これから。非常に大変なことになりますので、これは国体もありますので、ぜひ、時期を決めてきちんと流れるようにしていただきたいんですが、いかがですか。

それともう一つは、私、前の県の河川課といいますか、土木の課長さんですか、非常に熱心な方がいまして、河川のボランティア活動をしようということで、あの辺の町内会も組織してやった経緯があるんです。ところが、課長がかわって、なかなかそういうことがなくなっちゃって、ここ3年ぐらい刈ってないんです。やっぱりそういうボランティアも、当然私ども、地元ですから、声かかれればお互いにやりたいし、現に自分たちで刈ってるんです。そういった意味では、本当にそういう力も結集していただきたいし、全部役場でやれていう話をしてるのではないので、ぜひ、そういう知恵を出して、声かけ合って、せっかくつくった河川公園を、本当に市民がちゃんと使えるような状況を

つくるということ。そこは、やっぱりつくった以上、ちゃんとやっていかないといけないし、その力、市民の力を大いにかりてやるんだということも含めて対応できませんか。再度、この点、短く下さい。

○副議長（桑田鉄男君） 滝沢建設部長。

○建設部長（滝沢重幸君） 久慈川の管理にかかわりまして、ボランティアも活用したということでございます。ボランティアということになりますと、地元にも多大なご協力をいただかなければなりません。

ただ、対岸でありますとか、上流のほうの川辺の例とか、成功している例もございますので、何とか地元含めた連携で、解決に取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（桑田鉄男君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 教育長、プールの問題の答弁いただきました。この問題、ずっと私、総合プールが非常に老朽化した中で、いわゆる久慈小学校の地域にないということで、ずっと申し上げてきた中で、前の答弁の中で、全体として集約化を図りながら考えていきたいという答弁もいただいております。

そういった意味で、私は、総合プールの位置がどこにあればいかとか、検討されているかと思えますけども、やはり一番児童の多い久慈小学校の周辺に計画して、今の総合プールは、あそこは、前も言ったとおり、寄附をされた財産です。そういった意味で、いろんな形で整備して、宅地にするとかいろいろできるということだと思うんですが、そういった意味では、本当に地区プール全部、耐用年数が来て改修するとなると膨大な金がかかりますよね。そういった中で、今、子供たちも減ってる中で、つくって、そこにバスを回すという形も含めて考えれば、私は、方向が出てくると思うんです。

最大の、私は、いつも一番思ってるのは、久慈小学校が、今、何百という子供がいると。その子たちが、なかなか思うようにプールを使えないという実態があるんだということも踏まえながら、ぜひ、早期に全体の公共施設の計画を考えてるんだってことでありますけど、しかし、プールについてはもっと積極的に、同時進行でやっぱり方向を見出していただいて、できるだけ少ない予算で効率的なのをつくって、そして、みんなでするんだということ、方向を出せないでしょうか。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） プールについてのご質問でございますが、子供をはじめ市民からの声を聞きながら、多くの声を聞いてということですが、昨年度、市民2,000人からアンケートをとりまして、体育施設の意見等を聞いたところでありますが、プールについてのご意見もいただきました。

ただ、プールについてのご意見は非常に少のうございまして、温水プールが欲しいというのが数件あったところでございます。恐らく、子供たちの意見を聞きますと、プール欲しいかっていうと、欲しいって言うんだらうというふうに思いますが、やはり先ほど議員からのお話もあったように、久慈市の財政等考えながら、今後も検討していかなきゃならないと思っております、前にもお話ししましたが、今、高度成長期に各学校でつくったプールが全て老朽化してきておりまして、集約化をして、例えば、温水プール等で体育の授業をやって、そこで専門の水泳の指導員が指導するというようなことも行われてきております。学校の先生も、体育の授業での水泳指導っていうのは、なかなか大変でございまして、そういうのは非常に学校としても歓迎されているそうでございます。

久慈市の場合は、学校にプールをつくらなくて、各地区に市民プールという形で、子供だけではなくて、大人も使えるプールとしてつくってきたと。これは、ある意味では非常にすばらしい先見の明もあったんじゃないかなというふうに思っておりますが、それが老朽化してきております。

ただ、今後の見通しでございますが、今後5年、10年ぐらい、長期、中期ぐらいには、修理しながら使える見通しでございます。それ以降につきまして、議員もおっしゃいました集約化を検討しなければならないというふうなことでございますので、もう少し時間をかけながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（桑田鉄男君） 17番城内仲悦君。

○17番（城内仲悦君） 5年、10年はまだ使えるんだという答弁でございますが、市民総合プールもあと5年、10年使えると思っているんですか。修理をすれば使える、今の総合プールですよ。かなり老朽化してますよ。漏水もしてますよ。大丈夫ですか、あと5年、

10年もつんですか。そこが、私、どうも今の答弁、私、現場行って見て、教育長が言うとおりに、そうなのかなと。他の地区プールは、まだそうかもしれんけども、一番古いじゃないですか、総合プールは。

そういった意味では、今言った総合プールのやっぱりあり方をどう先行させて、そして、ほかのやつは5年、10年使いながらっていうことでいいと思うんですが、その辺の先行させた形で、その考え方はできないもんですか。私はなかなか、今言ったように、ほかの地区プールもつかかもしれませんが、総合プールはなかなか難しいと。

それから、長内小に学校プールがありますよね。あれはあれで、まだ存続させてくってというふうに考えてますか。そうすると、あれはそのまま。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） まず、長内小学校のプールにつきましては、老朽化で使えなくなった時点で検討することになると思いますが、使えるうちは使っていきたいということでございます。

市民プールですが、議員ご存じのとおり、25メートルプールと50メートルプールがございまして、50メートルプールのほうがかなり傷んでおります。ただ、50メートルプールは、使用頻度はそんなに多くなくて、いわゆる年に1回水泳大会があるんですが、そのときに50メートルプールを使ったりしておりますけど、それ以外は、25メートルプールでもかなり間に合う状況になっております。25メートルの上屋つきのほうは、5年、10年は十分もつだろうというふうに思っておりますので、そういうことも考えながら検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 関連質問いたします。

9番の図書館、公民館への指定管理者制度導入について、まずお尋ねをいたします。

教育長、ご案内のように、公民館、図書館の設立の歴史的経過から見れば、いわゆる戦前の日本が犯した侵略戦争への深い反省の中から、社会教育法が憲法の2年後ですか、出されて、そして、その柱は自由と自治を核とした権利として社会教育を保障しようとした。

その根本精神は三つです。一般行政からの独立、それから自治、民意の反映、これがやっぱり太い柱とい

いますか、根本精神としてあるというふうに認識をしてるんですが、教育長の認識、所見をまずお聞かせください。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 社会教育でございますけども、議員おっしゃったとおり、戦後、社会教育法が生まれて日本の社会教育、本当の意味での社会教育が始まったということだろうというふうに思います。

戦後の社会教育の意味というのは、やはり民主主義が、本当の民主主義が国民に理解されていくという、そういう部分が私は大きかったのではないかと。そういう意味で、いわゆる民主的な地域社会等をつくるために貢献してきただろうと思っております。

例えば、婦人の地位の向上であったり、文化的な家庭のあり方とか、あるいは、若者が地域社会づくりとか政治に参加するとか、そういうふうなことを公民館の中でお互いに話し合いながら、そこにコーディネーターとして、社会教育にかかわる職員がいて取り組まれてきたと、そういうふうに認識しております。

以上でございます。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 民主主義の問題、極めて大事なことです。その前提は、やっぱり上からの押しつけ、官制では、民主主義というのは育たない、発揮されないんです。ですから、私が言ったように、一般行政からの独立と、ここが生きてるんだということを、お互いの共通認識になったと思いますので、次に進みます。

次に、この指定管理者制度の導入について、2003年の地方自治法の改定時に、総務省の自治行政局長が通知を出しています。2003年の7月17日、目的として住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として述べている。図書館、公民館は無料が原則なんです。だとしたならば、どこで経費の節減を図ろうとするのでしょうか。図書館、公民館の指定管理者制度導入、その狙い、目的は、サービスの向上と経費の節減が狙いだということを2003年の地方自治法の改正の際に述べているんです。だとするならば、図書館も公民館も無料が原則ですよ。どこで経費を節減しようとするのでしょうか。

○副議長（桑田鉄男君） 中務教育部長。

○教育部長（中務秀雄君） 今、総務省から出された

お話がございましたが、推測するに、いわゆる料金は取れない施設でございますので、やはり管理経費なりで節約するという趣旨だと思われま。

以上です。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 部長は、まさにそのとおりの答弁だと思うんです。正直に答えられたと思うんです。結局、人件費の節減が最大です。

そうすると、市長も先ほど、働き方の改善の質問に対して、やっぱり正職員化、待遇改善、有給休暇の利用促進を要請したいと言われた。全く大事だと思います。

その一方で、指定管理者制度を導入して、安かろう、悪かろうになるのか。まさに官制ワーキングプアを一方ではつくるということになるんです。その点については、いかがですか。

○副議長（桑田鉄男君） 中務教育部長。

○教育部長（中務秀雄君） 私は、先ほど述べた、いわゆる総務省から出されたものを推測として申し上げたんですが、そういう懸念もあるのは確かでございますが、いわゆるコミュニティセンター化した後の指定管理に向けてということになりますと、今現在、いろいろ計算して予算措置した上での委託料を算定することになるかと思っておりますので、議員ご指摘の点については、何とも答えられないという状況でございます。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） それでは、図書館について、指定管理者制度はなじむのかという問題です。

実は、2003年の先ほどの地方自治法改正の際に、当時の総務大臣は、社会教育法は一般法である地方自治法に優先すると答弁しているんです。また、2008年には、文部科学大臣、また、2011年には総務大臣がそれぞれ、図書館には指定管理者制度はなじまないと言明して、先ほど答弁いただいたように、2008年には附帯決議が全会一致でなっている。この附帯決議、六つか七つあるんですが、その一番最初に出てくるのは、こういうものなんです。人材確保及びそのあり方について指定管理者制度の導入による弊害についても、十分配慮、検討すること、これが最初に出ているんです。結局、指定管理者制度っていうのは、長くても5年でしょう。しかも5年ですから、正社員、正職員という



のは、なかなか実際問題として難しいと思うんです。そうすると、答弁で強調されたように、専門的な知識を有すること、経験の蓄積、これは実際できない。だから、その附帯決議で言ってるように、その弊害について十分検討する必要があるんだというふうに言っているんですが、こういう専門性の確保と経験の蓄積、こういうのは果たして担保されるでしょうか。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 指定管理者制度についてでございますけども、今、図書館の指定管理者制度というのは、全国でも進んできておるといふふうに認識しております。

専門性の問題でございますけども、例えば、これは大きな図書館とちょっと比較にならないかもしれませんが、県立図書館等では、図書館流通センター、TRCが指定管理しておりますけども、全国的な組織で、非常に専門的な方を直営よりも入れることができたというふうな話をしております。

そして、なかなか、例えば市職員で、図書館に司書を配置すると。でも、市職員の場合は、異動もあるわけでございます。ずっと司書資格を取っても、図書館にいるというのは、制度上あまりなじまないわけでございますが、そういう委託をしますと、民間では専門の司書をずっと長く置くこともできる。あるいは大きな組織になりますと、図書館同士の異動もありということになるわけでございます。

そういうこととか、さらには組織がつながっておりますと、レファレンス、いろいろ調べたり聞かれたりしたことをお互いに情報交換しながら、自分では答えられなくても答えることができるということもあるようでございます。レファレンスについては、非常に直営のところよりもよくなったということで、県民には好評だというふうな話もされております。

ですから、指定管理者制度がどうかということではなくて、よりよい形の指定管理者制度、今よりもよりよい図書館にするための指定管理者制度を私たちはつくっていくと。こういうふうなことでございまして、どちらがいいか、どちらが悪いかということでは判断をしているつもりはございません。あくまでもいいものをつくっていききたいと、こういうことでございます。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） それでは、先ほどの2003年

当時、総務大臣が答弁された社会教育法は、一般法である地方自治法に優先するという答弁をしてるんですが、これの内容について解説、説明してください。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 今の質問でございますが、通告されておりませんが、そこまではちょっと手持ちの資料を持ち合わせておりません。ちょっと即答はできかねます。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 図書館のかかわって、指定管理者制度の導入にかかわっての問題です。

それでは、今の問題、総務部長、答弁してくれませんか。個別法が一般法に優先するっていうのは。

○副議長（桑田鉄男君） 一田総合政策部長。

○総合政策部長（一田昭彦君） 公民館のコミュニティセンター化、そして、コミュニティセンター化の指定管理については、市長部局のほうでやる形になりますんで、その部分でご答弁したいんですが、今の部分につきましては、承知しておりません。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 個別法が一般法に優先するという大原則は、そのとおりでございます。具体について、手持ちにないということでございます。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） その答弁で結構です。

そうすると、いわゆる個別法、道路法とか河川法、学校教育法とか社会教育法の個別の法律において、公の施設の管理主体が限定されている場合は、指定管理制度をとることはできないというのは、これも、2003年の4月17日の総務省自治行政局長の通知でうたわれております。

そうすると、確かに図書館や公民館は個別法ですから、地方自治法でできるということになっても、個別法が優先されるというようになれば、指定管理の移行には無理があるということにはなりませんか。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 法的にできないというふうには認識はしておりません。

以上でございます。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） それでは、報道によると、先ほど答弁でも触れられたと思うんですが、施設の幅

広い活用を図る、産直販売の活用などが可能になるというのを、報道、新聞でありましたね。実は、公民館が行ってはいけない行為というのは、うたわれておりますよね。三つ、専ら営利を目的とした事業を行い、特定の事業に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること。二つ目、特定の政党の利害に関する事業云々。三つ目、特定の宗教を支持し、云々です。この三つです。

そうすると、幅広い活用を図るということは、今の公民館法なりでは、どこがネックになってそれは幅広い活用ができないということを言おうとしてるんですか。いわゆる政党とか宗教とか営利企業、専ら営利企業、ここに門戸を開放するということになるんですか、いかがですか。

○副議長（桑田鉄男君） 中務教育部長。

○教育部長（中務秀雄君） 趣旨はそうではなくて、今現在行っている公民館活動事業をしてるわけですが、プラスして住民に密着した事業とか、そういう公民館条例の縛りといいますか、制限を緩和して、より幅広い活動ができる地域の拠点施設にしたいという思いのことです。

以上です。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 今、ネックには地域に密着した活動ができない、ネックというのは法律上なのか、どこに問題があるんですか。今できない、現行の公民館でできないのは、何がネックですか。

○副議長（桑田鉄男君） 中務教育部長。

○教育部長（中務秀雄君） 決して、今現在ネックがあつて進展していないという認識には立っておりません。先ほど申し上げましたけども、さらに地域に密着した住民活動を活発化させたいと、より幅を広げたいという趣旨でございます。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） この前の事業説明会でも言ったけど、公民館を地域づくりの活動の拠点として位置づけ、地域住民が目指す地域づくり活動を実践するために、公民館からコミュニティセンターに変えるんだと。公民館からコミュニティセンターに変えて、何がそういう幅広い活用、その根拠が全然出てこない、これでは、教えてください。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 先ほどのできないことの三つの条件として、営利活動、宗教、政治活動を挙げましたけども、営利活動につきまして、かなり幅広い活動ができるのではないかとこのように思っています。

以上です。

○副議長（桑田鉄男君） 16番小野寺勝也君。

○16番（小野寺勝也君） 現在の三つ活動はできない。これは、教育文化施設の公民館が自由な社会教育活動の発展の場となるように、教育・文化的機能を著しく阻害するような政治的、営利的、宗教的な行事や行為をやるのはだめだよということです。

だから、現在の公民館でも、著しく教育・文化活動を阻害しない限りにおいてはできるわけですよ。それをあえて、社会教育施設から一般行政施設に変えてやるっていうことが、地域づくりになるということが、私は、いまだわからないんです。むしろ、教育長答弁されたように、戦後のあれを見ればやっぱり公民館を中心にして、女性会とか青年会とか、その活動をして、まさに人づくりが地域づくりに発展してきたわけですよ。

だから、今こそそういう公民館の本来の機能を発揮すべきときなんですよ。むしろ、今、公民館が現在の要請に応え切れてないとするならば、その原因はどこにあるか、それを打開する努力をまずすべきだということに思うんですが、最後にお答えください。

○副議長（桑田鉄男君） 加藤教育長。

○教育長（加藤春男君） 社会は、やはり進歩してると思うんです。公民館のあり方も、社会の動きによって変化してくるというふうに思っております。現在の公民館よりも、より幅広い、繰り返しになりますが、活動ができる、そういう体制をつくっていくことが大事だと。いわゆる今までのものにとらわれなくて、やっぱり新しい発想で物事を進めていくことが、市の政治においても、教育委員会においても必要だということに思っているところでございます。

以上です。

○副議長（桑田鉄男君） 再質問、関連質問を打ち切ります。

~~~~~

散会

○副議長（桑田鉄男君） 以上で、本日の日程は終了

いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後4時38分 散会